
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

平成 26 年 3 月策定

令和 5 年 3 月改定

四国中央市

目 次

第 1 章 基本的事項	1
第 1 節 策定の趣旨	1
第 2 節 策定根拠	1
第 3 節 計画の位置付け	2
1. 廃棄物処理関連法令等	2
2. 計画対象区域	2
3. 適用範囲	3
4. 計画目標年度	3
第 2 章 市の概況及びごみ処理の状況	4
第 1 節 市の概況	4
1. 沿革・地勢	4
2. 気象特性	5
3. 人口	6
4. 産業	8
5. 土地利用	10
6. 総合計画	11
第 2 節 ごみ処理の現状及び課題	12
1. ごみ処理の体系	12
2. ごみ処理の実績	20
3. ごみ処理システムの評価	32
4. 前計画における評価・課題の抽出	33
第 3 節 ごみ処理行政の動向	36
1. 廃棄物処理法の基本方針（平成 28 年 1 月）	36
2. 廃棄物処理施設整備計画（平成 30 年 6 月）	36
3. 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）	36
4. 第五次えひめ循環型社会推進計画（令和 4 年 3 月）	36
第 3 章 ごみ処理基本計画	38
第 1 節 計画策定の基本方針	38

第2節 排出量及び処理・処分量の予測	39
1. 計画人口	39
2. ごみ排出量及び処理・処分量（現状の施策を継続した場合）	40
3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標	50
第3節 排出抑制及び資源化向上に向けた方策	61
1. 前計画に掲げた施策の取組状況	61
2. 本計画における各主体の役割	64
第4節 分別収集及び再生利用の促進	68
第5節 処理区分と処理方法	69
1. 収集・運搬計画	69
2. 中間処理計画	69
3. 最終処分計画	70
4. その他	70
第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項	71
第7節 計画推進の基本方針	71

第1章 基本的事項

第1節 策定の趣旨

大量生産・大量消費型の社会は人々の生活に豊かさをもたらした。一方で、大量廃棄型の社会を形成し、天然資源の枯渇や地球温暖化等の環境問題が懸念されることとなった。このような社会経済システムから脱却し環境負荷の低減を図るため、廃棄物の3Rを通じた循環型社会の形成の推進が求められている。

平成27年に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、国際共通の達成目標として持続可能な社会の形成に向けた廃棄物の発生抑制・再生利用等を通じた廃棄物の削減が掲げられた。

我が国においても、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が平成30年6月に閣議決定され、廃棄物の適正処理システム・体制の整備、ライフサイクル全体を通じた徹底的な資源循環に向けた施策が示された。また、海洋プラスチックによる環境汚染やアジア各国の輸入規制を受け「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」が令和4年4月に施行され、地方公共団体はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及びその再商品化が求められている。

こうした現状の中で、四国中央市（以下、「本市」という。）では、平成26年に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向け様々な施策に取り組んできた。

本計画は、前計画が平成26年に策定されて以降、9年が経過したことから、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、ごみ処理基本計画策定指針（環境省）に基づき、施策等の評価・見直しを行った上で前計画を改定するものである。

第2節 策定根拠

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項における「市町村は当該区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」という規定に基づき策定した。

第3節 計画の位置付け

1. 廃棄物処理関連法令等

国、愛媛県及び本市における廃棄物処理関連法体系は、図 1-1 に示すとおりである。
 本計画は、国や愛媛県の関連計画に基づくとともに、本市の上位計画となる総合計画とも整合が図られた内容となっている。

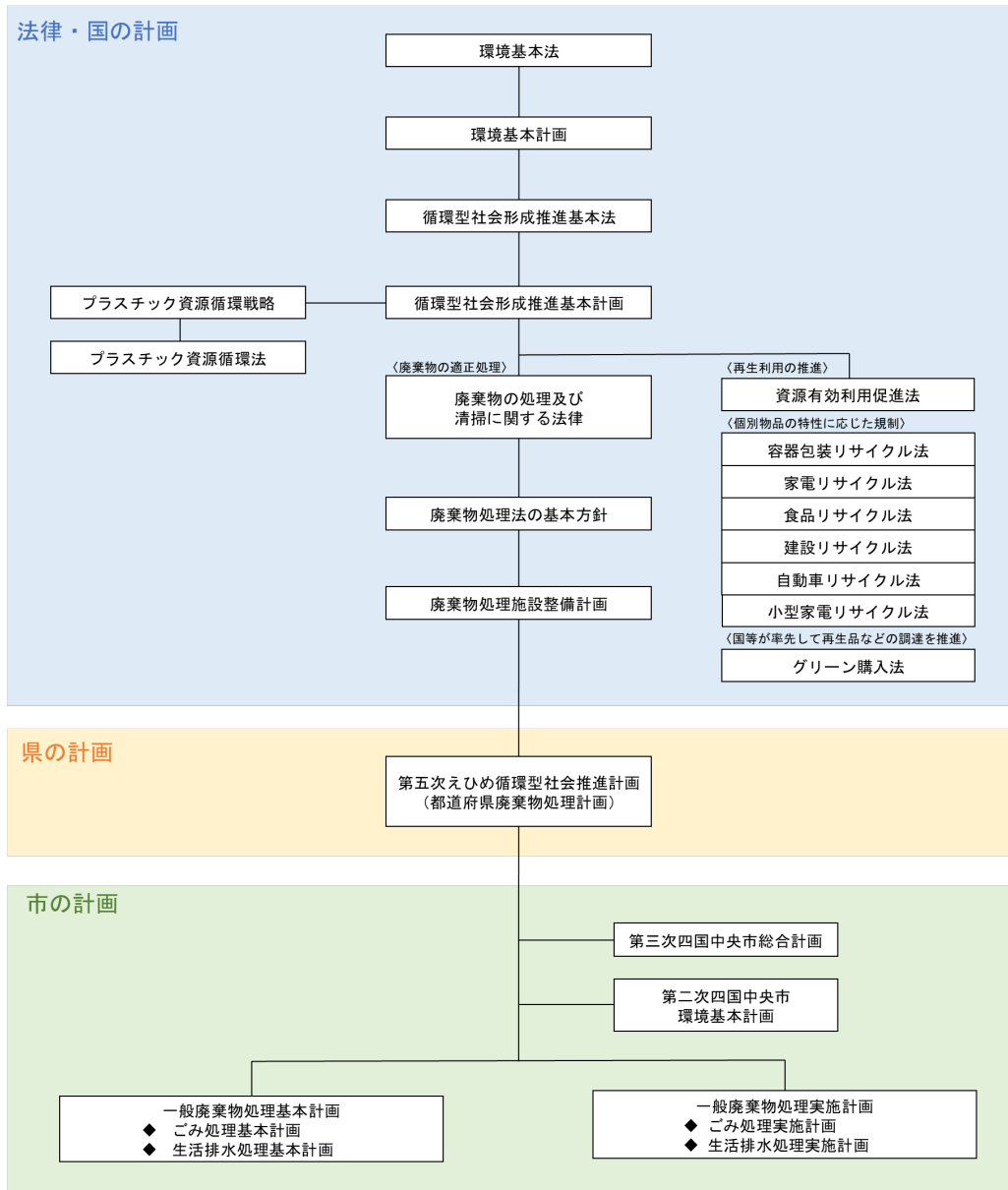


図 1-1 国、愛媛県及び本市における廃棄物処理関連法体系

2. 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、本市における行政区域内全域とする。

3. 適用範囲

本計画における適用範囲は、図 1-2 に示すとおりである。

本計画において対象となる廃棄物の範囲は、本計画対象区域内で発生するし尿を除く一般廃棄物とする。なお、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）に基づき、排出事業者が自ら処理を行う廃棄物及び「家電リサイクル法」等の対象となる家電廃棄物は、本計画のごみ排出量の把握対象から除外する。

また、特別管理一般廃棄物は処理体系が異なることから、本計画のごみ排出量の把握対象から除外する。

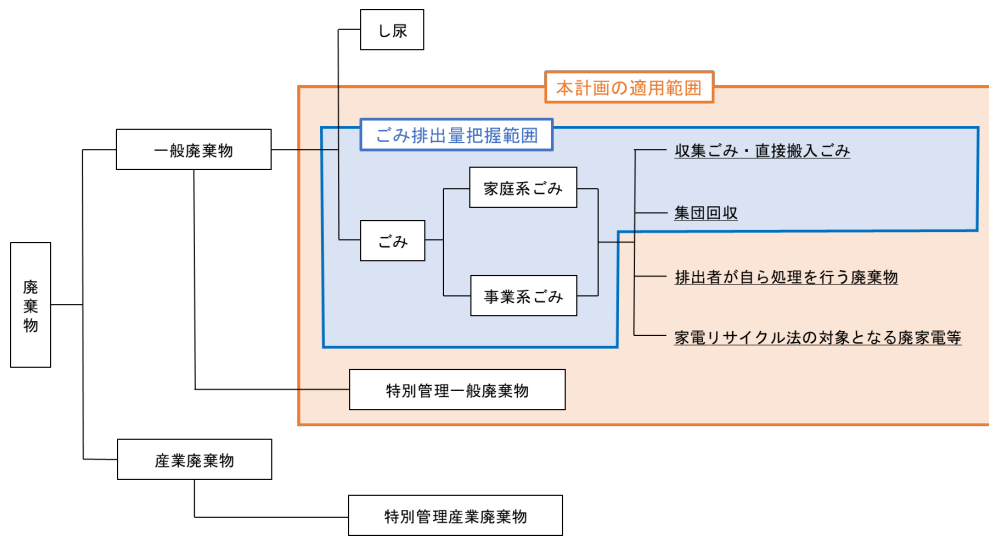


図 1-2 本計画における適用範囲

4. 計画目標年度

本計画の計画期間及び計画目標年度は、図 1-3 に示すとおりである。

本計画は、前計画の見直しを行い改定するものであり、計画期間は令和 10 年度までの 6 年間、目標年度は令和 10 年度とする。

なお、本計画は令和 10 年度まで改定の予定はないものの、必要に応じて今後の社会情勢の変化等に対応するために改定を行うものとする。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
計画期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目
前計画	● 中間目標年度														
本計画									↓ 計画改定		● 目標年度				

図 1-3 本計画の計画期間及び計画目標年度

第2章 市の概況及びごみ処理の状況

第1節 市の概況

1. 沿革・地勢

本市は、平成16年4月1日に、川之江市・伊予三島市・土居町・新宮村の2市1町1村が合併して誕生した。

本市は図2-1に示すとおり、愛媛県の東端部に位置し、東は香川県、南東は徳島県、南は四国山地を境に高知県に接しており、愛媛県で唯一四国の他3県すべてに接する市である。

地形を見ると、東西に約25kmの海岸線が連なり、その海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯が位置し、その南に比較的幅の狭い市街地が形成されている。海岸線の西部には美しい自然海岸が広がり、その南には広大な農地及び急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁していて、金砂湖県立自然公園や赤石山系県自然環境保全地域に指定されている。毎年春先から初夏にかけて低気圧や台風が日本海を通過する時には、法皇山脈の北斜面から燧灘へ日本三大局地風の一つである「やまじ風」が吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすこともある。

主な河川としては、本市の山間部を、一級河川吉野川（流路延長194km、流域面積3,750km²）の支流である銅山川が流れている。銅山川の流路延長は55km、流域面積は280km²で、新居浜市別子山の冠山に源を発し、本市内を東に流れ、徳島県三好市で吉野川に合流する。銅山川には富郷ダム、柳瀬ダム及び新宮ダムが設置され、洪水調節、水道用水・工業用水・農業用水の供給、発電など重要な役割を担っている。また、金生川が愛媛・徳島県との県境付近を源流として、川之江町で瀬戸内海に注いでいる。

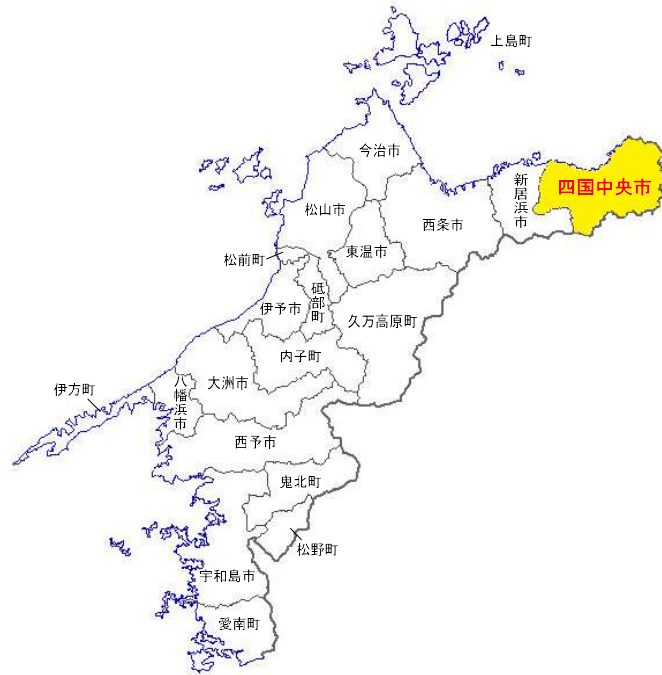


図 2-1 位置図

2. 気象特性

本市における過去5年間の平均気温と降水量の推移は、表 2-1 及び図 2-2 に示すとおりである。

令和2年の平均気温は、最高が8月の29.5℃、最低が2月の7.6℃であった。降水量は、年間1,563.5mmで9月が363.0mmと最も多かった。

燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖・少雨で冬期においても積雪をみることはまれで、台風や洪水、地震などの天災も少なく、気象条件に恵まれている。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、瀬戸内海近くに位置しているため、比較的温和で冬期には積雪や結氷もみられる。

表 2-1 平均気温と降水量

	降水量 (mm)	気温 (°C)		
		平均	最高	最低
H28年	1,402.0	16.9	36.8	-3.5
H29年	1,656.0	16.1	36.9	-1.0
H30年	2,128.5	16.5	38.3	-4.1
R元年	1,191.5	16.8	35.5	-0.4
R2年	1,563.5	16.8	37.9	-0.9
1月	74.0	8.0	20.3	1.3
2月	29.5	7.6	16.9	-0.9
3月	101.5	10.6	22.5	1.3
4月	158.5	12.9	22.9	3.1
5月	58.5	20.0	29.4	9.9
6月	155.0	23.8	34.3	17.1
7月	268.5	25.3	35.7	18.4
8月	91.5	29.5	37.9	22.4
9月	363.0	24.3	35.1	14.8
10月	166.0	17.8	27.3	8.1
11月	67.5	14.1	25.5	5.8
12月	30.0	7.9	17.4	1.0

出典：気象庁（観測所名：四国中央）

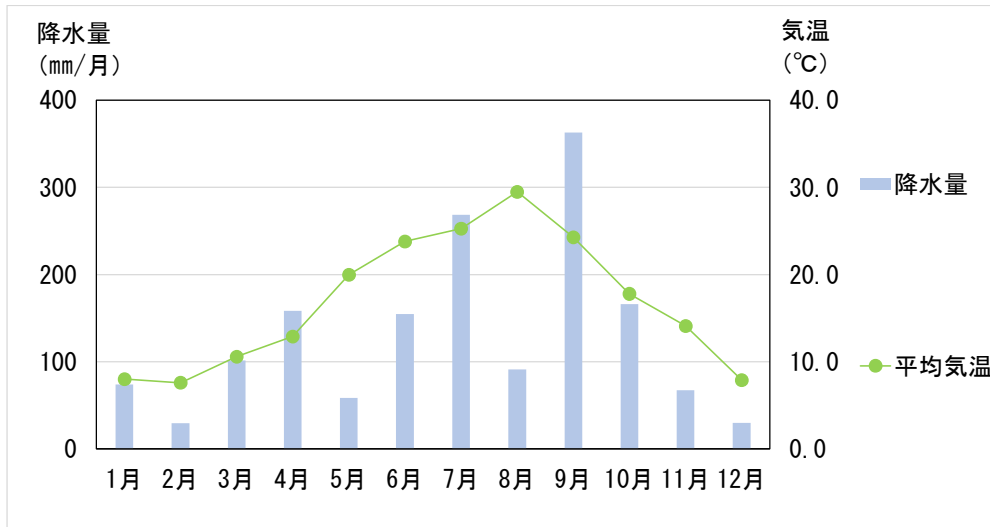


図 2-2 平均気温と降水量 (令和 2 年)

出典：気象庁（観測所名：四国中央）

3. 人口

1) 人口と世帯数

本市における人口と世帯数の推移は、表 2-2 に示すとおりである。

本市の人口は年々減少しており、過去 10 年間で見ると、約 7.1%減少している。一方で、世帯数は増加傾向にあり、過去 10 年間で見ると、約 3.5%増加している。

令和 2 年度の人口は 85,750 人であり、世帯数は 38,938 世帯である。従って、平均世帯人員は 2.20 人で、平成 23 年度と比べて 0.25 人減少しており、核家族化が進んでいる。

表 2-2 人口・世帯数の推移

	人口 (人)		世帯数 (世帯)	平均世帯人員 (人/世帯)
		前年度比較		
H23 年度	92,315	—	37,623	2.45
H24 年度	92,375	60	38,244	2.42
H25 年度	91,868	-507	38,344	2.40
H26 年度	91,199	-669	38,483	2.37
H27 年度	90,355	-844	38,635	2.34
H28 年度	89,611	-744	38,811	2.31
H29 年度	88,826	-785	38,949	2.28
H30 年度	87,723	-1,103	38,848	2.26
R 元年度	86,572	-1,151	38,870	2.23
R2 年度	85,750	-822	38,938	2.20

出典：「四国中央市の人口データ」大字別住民基本台帳（9 月末人口）

2) 年齢別人口構成

本市における年齢別人口構成は、表 2-3 及び図 2-3 に示すとおりである。

年齢別人口構成は、70代前半の人口が最も多く、20代前半から年齢が若くなるにつれて人口が少なくなる傾向が見られた。

各年代別人口が総人口に占める割合は年少人口が11.6%、生産年齢人口が55.9%、老年人口が32.5%である。全国における年代別人口の割合(総務省統計局)を見ると、年少人口が11.9%、生産年齢人口が59.5%、老年人口が28.6%であり、本市における年齢別人口構成とほぼ同様の傾向となっている。

表 2-3 年齢別人口構成 (令和2年9月末)

単位：人

項目		総数	男	女
年少人口	0～4	2,836	1,467	1,369
	5～9	3,388	1,758	1,630
	10～14	3,756	1,905	1,851
	小計	9,980	5,130	4,850
生産年齢人口	15～19	3,800	2,000	1,800
	20～24	3,903	2,080	1,823
	25～29	3,722	1,955	1,767
	30～34	4,189	2,171	2,018
	35～39	4,617	2,446	2,171
	40～44	5,327	2,762	2,565
	45～49	6,211	3,230	2,981
	50～54	5,215	2,656	2,559
	55～59	5,325	2,622	2,703
	60～64	5,628	2,797	2,831
小計	47,937	24,719	23,218	
老年人口	65～69	6,536	3,193	3,343
	70～74	7,037	3,421	3,616
	75～79	4,949	2,173	2,776
	80～84	4,067	1,674	2,393
	85～89	3,022	1,055	1,967
	90～94	1,591	395	1,196
	95～99	551	117	434
	100～	80	13	67
小計	27,833	12,041	15,792	
総数	85,750	41,890	43,860	

出典：「四国中央市の人口データ」指定区別年齢別男女別人口
(令和2年9月末)

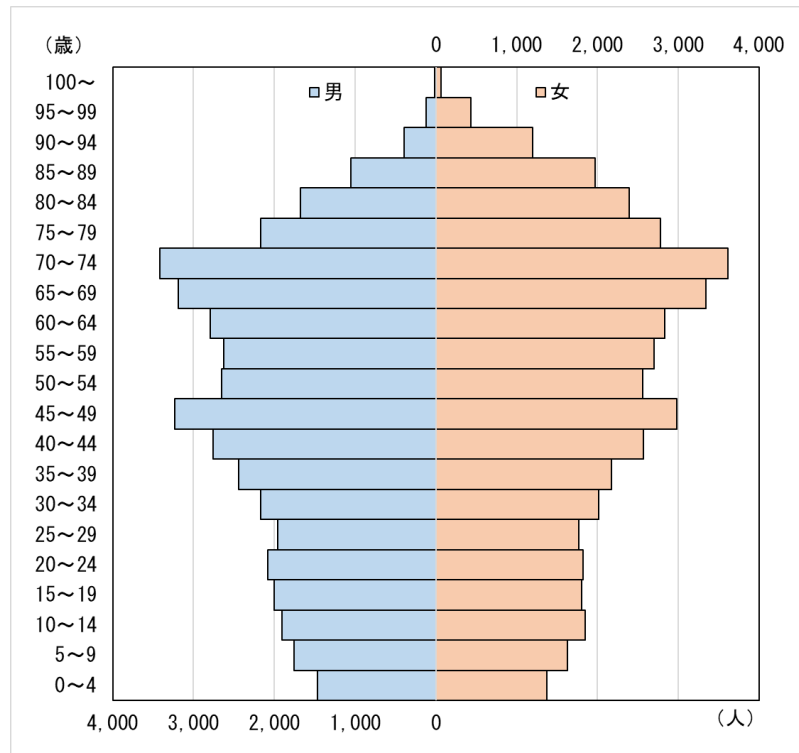


図 2-3 年齢別人口構成 (令和2年9月末)

出典：「四国中央市の人口データ」指定区別年齢別男女別人口 (令和2年9月末)

4. 産業

本市における平成28年度の産業別事業所数及び従業者数は、表2-4及び図2-4に示すとおりである。

事業所数では、「卸売・小売業」が最も多く、次いで「製造業」となっている。また、従業者数は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売・小売業」となっている。

また、本市は、「製造業」のうち「パルプ・紙・紙加工品製造業」が盛んであり、工業統計調査（経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室、令和2年）によると製造品出荷額が全国一位となっている。

表 2-4 産業別事業所数及び従業者数（平成 28 年度）

項目		事業所数 (件)	従業者数 (人)
第1次産業	農林業	25	167
	漁業	1	3
	小計	26	170
第2次産業	鉱業、砕石業、砂利採取業	1	3
	建設業	376	2,731
	製造業	625	14,368
	小計	1,002	17,102
第3次産業	電気・ガス熱供給水道業	6	86
	情報通信業	15	109
	運輸業、郵便業	120	3,360
	卸売・小売業	1,095	7,008
	金融・保険業	74	799
	不動産業、物品貸借業	273	625
	学術研究、専門・技術サービス業	127	593
	宿泊業、飲食店サービス業	403	2,538
	生活関連サービス業、娯楽業	374	1,179
	教育、学習支援業	108	466
	医療、福祉	249	5,122
	複合サービス事業	37	426
	サービス業（他に分類されないもの）	303	1,886
	公務（他に分類されるものを除く）	—	—
小計	3,184	24,197	
総数	4,212	41,469	

出典：経済センサス活動調査（平成 28 年度）

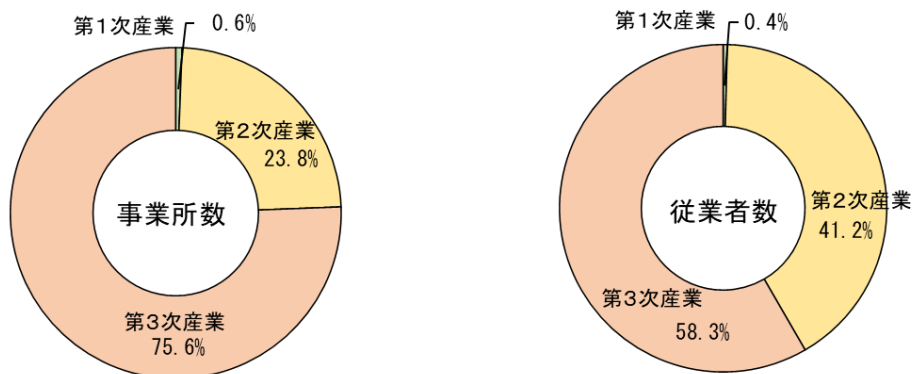


図 2-4 産業別事業所数及び従業者数の構成比率（平成 28 年度）

5. 土地利用

本市における令和2年度の地目別土地面積及び地目別土地面積割合は、表 2-5 及び図 2-5 に示すとおりである。

地目別に土地の利用状況を見ると、山林が最も多く 46%程度を占めており、次いでその他、宅地の順となっている。

表 2-5 地目別土地面積及び地目別土地面積割合（令和2年度）

区 分	面積 (km ²)
田	17.62
畑	11.97
宅 地	21.65
池 沼	1.12
山 林	188.40
牧 場・原 野	2.11
その他	165.35
合計	408.22

出典：愛媛県統計情報データベース 地目別土地面積（令和2年度）

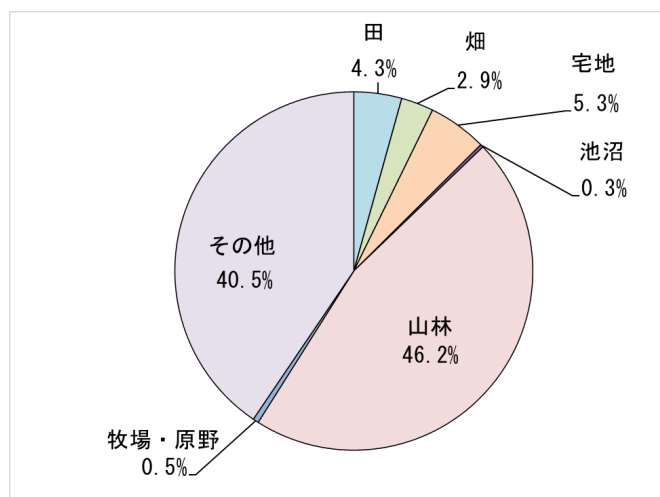


図 2-5 地目別土地面積割合（令和2年度）

6. 総合計画

平成27年度4月に策定された「第二次四国中央市総合計画」が令和4年度に最終年度を迎えるため、令和5年度から10年間の方針を示した「第三次四国中央市総合計画」が策定された。

1) 基本構想

「第三次四国中央市総合計画」においては、基本構想において本市が目指すべき将来像が定められており、表2-6の通り検討が進められている。

表 2-6 第三次四国中央市総合計画基本構想の概要

まちづくりの理念	市民一人ひとりのしあわせづくりの応援
将来像	四国のまんなか 人がまんなか ～支え合い 未来へつなぐ 魅力都市～
施策の柱と 施策の大綱	「四国のまんなか」のまちとして－「まんなか力」を発揮して、まちを輝かす－ (1) 環境資源を未来へ残すまちづくり (2) 活力と魅力を創るまちづくり (3) にぎわいと定住を支えるまちづくり 「人がまんなか」のまちとして－「一人ひとり」を大切に、人を輝かす－ (4) 生涯安心して暮らせるまちづくり (5) 未来を拓く人を育むまちづくり (6) とともに築く持続可能なまちづくり

2) 関連事項

「第三次四国中央市総合計画」では、『「四国のまんなか」のまちとして－「まんなか力」を発揮して、まちを輝かす－』の「(1) 環境資源を未来へ残すまちづくり」を基本方針として「快適な生活環境の実現」、「脱炭素と循環型社会の形成」が施策として掲げられており、ごみに関する主な取組は、表2-7に示すとおりとなっている。

表 2-7 第三次四国中央市総合計画関連施策の主な取組

【施策】快適な生活環境の実現	
目標	生活環境が良好に保たれ、衛生的で美しいまちを目指します。
主な取組	・環境保全への取組の推進 ・適切な廃棄物処理の推進
【施策】脱炭素と循環型社会の形成	
目標	脱炭素の取り組みやリサイクルなど環境資源の効率的な利用により、将来にわたって持続していける環境負荷の少ないまちを目指します。
主な取組	・脱炭素社会の実現 ・循環型社会の形成

第2節 ごみ処理の現状及び課題

1. ごみ処理の体系

1) 分別区分

本市におけるごみの分別区分は、表 2-8 に示すとおりである。また、本市は処理困難物・危険ごみとして表 2-9 に示すごみを指定しており、該当するごみの処理については購入店又は販売店、廃棄物処理業者に相談するように指導している。

表 2-8 ごみの分別区分

分別区分	収集対象物	排出方法	収集回数	
①燃やすごみ	生ごみ、ビニール袋、ゴムホース（50cm 以下）、革製品、カセットテープ・ビデオテープ、布製マット、クッション、保冷剤、使い捨てカイロ、ぬいぐるみ、発泡スチロール、紙おむつ、軟質プラスチック製品、植木の枝・木切れ（太さ 5cm 以下、長さ 50cm 以下）、草・枯葉、積み木	透明又は半透明の袋	週 2 回 ^{※1}	
②燃やさないごみ	硬質プラスチック製品、ガラス製品類、化粧びん、水筒、瀬戸物食器類、小型電気製品、植木鉢・プランター、小型ポリバケツ、傘の骨、鍋・やかん・フライパン、スプレー缶・カセット式ガスボンベ	透明又は半透明の袋	週 1 回 ^{※2}	
③資源ごみ	びん・かん	飲食用びん・かん	透明又は半透明の袋	週 1 回 ^{※3}
	ペットボトル	ペットボトルの識別表示マークがついた飲料用・酒類用・醤油用のペットボトル ※ラベルは燃やすごみ、キャップは燃やさないごみ	透明又は半透明の袋	週 1 回 ^{※3}
	新聞紙	—	ひもで縛って出す	月 2 回
	雑誌	—	ひもで縛って出す	月 2 回
	段ボール	—	ひもで縛って出す	月 1 回 ^{※4}
	雑がみ	お菓子の箱、ティッシュの箱、タバコの箱、カレンダー、ポスター、包装紙、紙袋、封筒、はがき、ダイレクトメール、トイレトペーパーの芯	ひもで縛って出す	月 4 回
	牛乳パック	1000ml の牛乳パック	ひもで縛って出す	月 1 回 ^{※4}
	衣類	ハンカチ、バスタオル、タオルケット、スカーフ、着物、帯、学生服、体操服、スポーツウェア等	透明又は半透明の袋	回収庫にて回収
	てんぷら油	—	回収ボックス	回収ボックスにて回収
④有害ごみ	使用済み乾電池、蛍光灯、鏡（水銀を含有するごみ）	透明又は半透明の袋	月 1 回	
⑤粗大ごみ	家電含む	納付券を貼る	予約制	

※1 金砂町、富郷町、中山全域・秋田・程野・辺地床、下り付（一部）、上山全域・黒田・西ヶ市・竹の峰・寺尾・大谷・小六は週 1 回

※2 金砂町、富郷町、新宮・新瀬川・馬立地区、上山地区は月 1 回

※3 金砂町、富郷町は月 1 回、新宮・新瀬川・馬立地区、上山地区は月 2 回

※4 川滝町、柴生町、下川町、金砂町、富郷町、新宮・新瀬川・馬立地区、上山地区は月 2 回

表 2-9 処理困難物・危険ごみの指定

対象となるごみ	処理・引取先
農機具・機械類、タイヤ・廃油・バッテリー、自動車、電気温水器・ボイラー、ガスボンベ、医療廃棄物、農薬、塗料、建築廃材、消火器、漁具等・その他事業系ごみ（事業向け製品等、事業活動に伴って出るごみ）	購入店又は販売店、廃棄物処理業者に相談

2) ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローは、図 2-6 に示すとおりである。

燃やすごみは、四国中央市クリーンセンターのごみ焼却施設で焼却処理、資源ごみのうち、びん・かん、ペットボトル、燃やさないごみ、有害ごみ、粗大ごみは同施設のリサイクルプラザで処理している。また、焼却処理に伴い発生する焼却残渣は最終処分している。

資源ごみのうち、新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック、衣類、てんぷら油は資源化業者に引き渡し、資源化している。

古紙・古着・てんぷら油は、市内 24 ヶ所（てんぷら油は 23 ヶ所）に設置している紙ングハウス（回収庫）にて回収を行っており、開錠時間内であれば、各自で持ち込みを行うことができる。

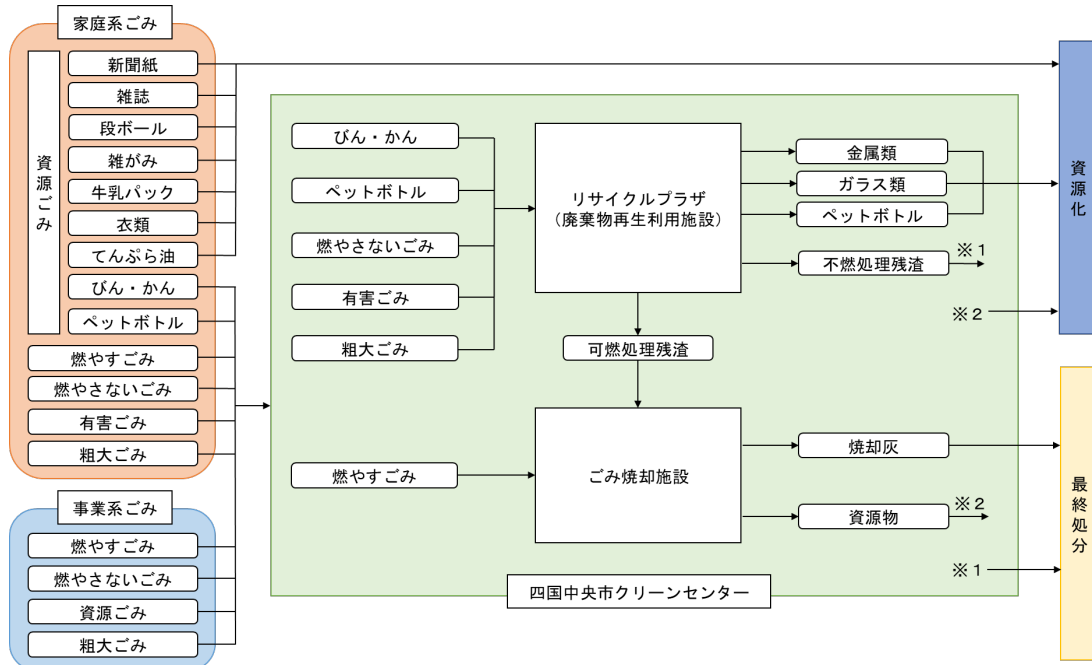


図 2-6 ごみ処理フロー

3) ごみ処理主体

本市におけるごみ処理主体の概要は、表 2-10 に示すとおりである。

本市では、ごみの収集・運搬について家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者により行われている。中間処理及び最終処分は委託により行っており、中間処理は本市の所有する施設において委託処理、最終処分は民間事業者の所有する施設において委託処理を行っている。

表 2-10 ごみ処理主体

		収集・運搬		中間処理	最終処分
		家庭系	事業系		
燃やすごみ		委託	許可	委託	委託
燃やさないごみ		委託	許可	委託	委託
資源ごみ	びん・かん	委託	許可	委託	委託
	ペットボトル	委託	許可	委託	委託
	新聞紙、雑誌、段ボール、 雑がみ、牛乳パック	委託	—	—	—
	衣類	委託	—	—	—
	てんぷら油	委託	—	—	—
有害ごみ		委託	—	—	—
粗大ごみ		委託	許可	委託	委託

4) 収集・運搬

(1) 収集方式

本市におけるごみの収集方式の概要は、表 2-11 に示すとおりである。

家庭系ごみについて、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ（びん・かん、ペットボトル、新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック）、有害ごみはステーション方式及び戸別収集方式を併用して収集を行っており、粗大ごみは予約制による有料戸別収集を行っている。なお、資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック、衣類、てんぷら油）は、紙ンクハウスにて収集を行っている。

事業系ごみについて、本市は収集を行っておらず、排出事業者に依頼された収集業者が戸別収集を行っている。

表 2-11 収集方式

		収集・運搬	
		家庭系	事業系
燃やすごみ		ステーション方式・戸別収集方式	戸別収集方式
燃やさないごみ		ステーション方式・戸別収集方式	戸別収集方式
資源ごみ	びん・かん	ステーション方式・戸別収集方式	戸別収集方式
	ペットボトル	ステーション方式・戸別収集方式	戸別収集方式
	新聞紙、雑誌、 段ボール、雑がみ、牛乳パック	紙ンクハウスにて収集 ステーション方式・戸別収集方式	—
	衣類	紙ンクハウスにて収集	—
	てんぷら油	紙ンクハウスにて収集	—
有害ごみ		ステーション方式・戸別収集方式	—
粗大ごみ		戸別収集方式（有料）	戸別収集方式

(2) 手数料

① 家庭系ごみの手数料

本市では、粗大ごみの有料戸別収集を行っており、品目に応じて 300～3,300 円の収集運搬手数料を設けている。

なお、直接搬入（粗大ごみ含む）については無料となっている。

② 事業系一般廃棄物の手数料

本市では、10kg につき 90 円の事業系ごみ処理手数料を定めている。

5) ごみの減量化・資源化に関する補助金制度

(1) 生ごみ処理容器・生ごみ処理機械設置事業補助金

生ごみ処理容器・生ごみ処理機械設置事業補助金の概要は、表 2-12 に示すとおりである。

本市は、生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機械の購入・設置に補助金を交付している。

表 2-12 生ごみ処理容器・生ごみ処理機械設置事業補助金の概要

補助対象	補助金額	備考
生ごみ処理容器 (コンポスト、EM 専用容器等)	購入金額の 2 分の 1 (上限 3,200 円) ※100 円未満切捨て	3 年間に 1 世帯 2 基以内
生ごみ処理機 (電気式生ごみ処理機)	購入金額の 2 分の 1 (上限 16,000 円) ※100 円未満切捨て	5 年間に 1 世帯 1 基以内

(2) 資源ごみ回収団体奨励補助金

資源ごみ回収団体奨励補助金の概要は、表 2-1 3 に示すとおりである。本市では、資源ごみの再利用及びごみの減量化を図るため、市民団体（自治会、青年団、愛護班、スポーツ少年団等）が実施する資源回収活動に対して補助金を交付している。

表 2-1 3 資源ごみ回収団体奨励補助金の概要

交付対象団体	資源回収品目	補助金額
次のいずれかに該当し、回収の実施前に資源ごみ回収団体登録届出書（様式第1号）の提出のあった団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民で構成する団体であること ・ 営業を目的としない団体であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞類及びチラシ ・ 雑誌類 ・ ダンボール ・ 牛乳パック ・ 古着類 	資源回収量 1kg につき 5 円 ※1kg 未満切捨て

(3) その他の補助金制度

本市では、ごみの適正な処理と生活環境の保全のため、「ごみステーション整備事業補助金」を設け、地域住民がごみ収集場所に設置するごみ収集箱等の費用に対して補助金を交付している。

ごみステーション整備事業補助金の概要は、表 2-1 4 に示すとおりである。

表 2-1 4 ごみステーション整備事業補助金の概要

補助対象	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集箱等の設置で耐用年数 5 年以上のもの ・ 補助対象事業費は 5 万円以上 	補助対象事業の 2 分の 1（上限 10 万円）※1,000 円未満切捨て

6) 中間処理

(1) 焼却施設

本市の所有する焼却施設の概要は、表 2-1 5 及び図 2-7 に示すとおりである。

表 2-15 焼却施設の概要

項目	概要	
施設名称	四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）	
所在地	愛媛県四国中央市中之庄町字浜之前 1670 番地 3	
竣工	平成 12 年 3 月	
形式	連続燃焼式	
能力	150t/日（50t/24h×3 炉）	
設備	受入れ供給設備	ピット&クレーン方式
	燃焼設備	ストーカ式焼却炉
	燃焼ガス冷却設備	水噴霧式
	排ガス処理設備	集じん : バグフィルタ方式 有害ガス除去 : 乾式消石灰噴霧式 ダイオキシン除去 : 活性炭噴霧式 窒素酸化物除去 : 燃焼制御及び高温無触媒還元式
	余熱利用設備	白煙防止及び場内利用（給湯・暖房）
	灰だし設備	焼却灰 : 磁力選別&ピット&クレーン方式 ダスト : キレート処理及びセメント固化
	給水設備	工水及び上水
	排水処理設備	クローズドシステム（場内循環）

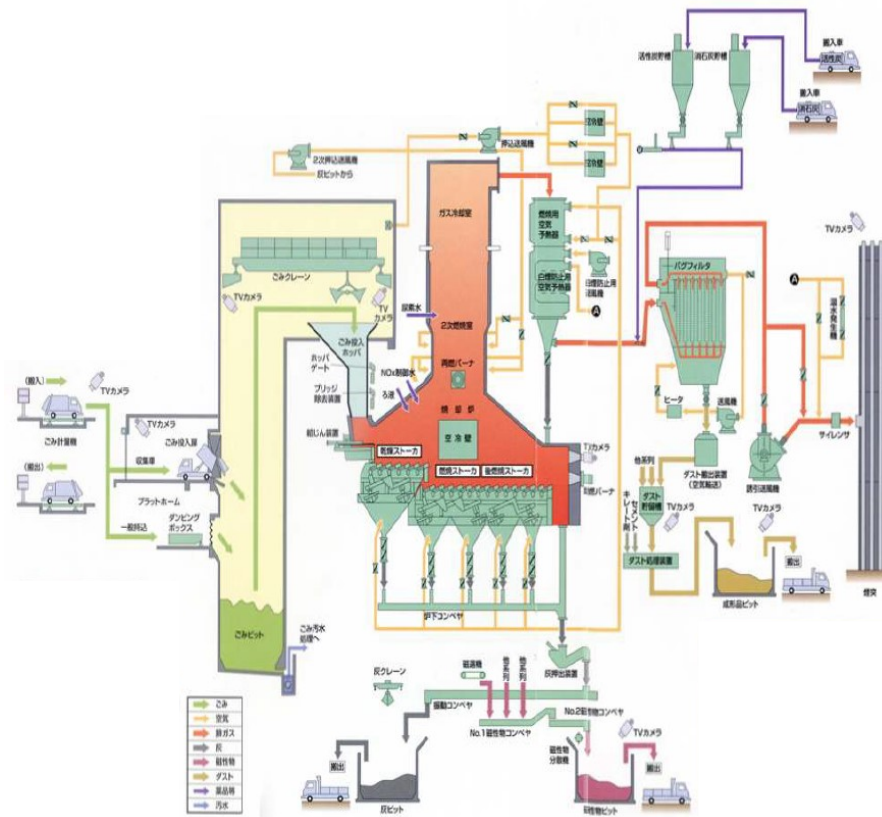


図 2-7 焼却施設の設備フロー

(2) 粗大ごみ処理・資源化施設

本市の所有する粗大ごみ処理・資源化施設の概要は、表 2-16 及び図 2-8 に示すとおりである。

表 2-16 粗大ごみ処理・資源化施設の概要

項目	概要
施設名称	四国中央市クリーンセンター（リサイクルプラザ）
所在地	愛媛県四国中央市中之庄町字浜之前 1670 番地 3
竣工	平成 9 年 3 月
能力	32t/日（粗大：8.8t/日、不燃：11.7t/日、資源：11.5t/日）
設備	<p>【粗大ごみ】</p> <p>受入れ供給設備：ダンピングボックス、受入ホッパ</p> <p>破碎・圧縮設備：粗破碎機、回転破碎機</p> <p>搬送設備：振動コンベア、受入コンベア、搬送コンベア</p> <p>選別設備：磁選機、不燃物、可燃物選別装置（トロンメル）</p> <p>貯留・搬出設備：可燃物貯留ホッパ、不燃物貯留ホッパ</p>
	<p>【燃やさないごみ】</p> <p>受入れ供給設備：ダンピングボックス、受入ホッパ、破袋機</p> <p>搬送設備：受入コンベア、袋除去コンベア、 危険物除去コンベア、残渣搬送コンベア</p> <p>※これ以降は粗大ごみ処理ラインにて処理</p>
	<p>【資源ごみ】</p> <p>受入れ供給設備：ダンピングボックス、受入ホッパ、破袋機</p> <p>搬送設備：受入コンベア、袋除去コンベア、 危険物除去コンベア、残渣搬送コンベア、 手選別コンベア</p> <p>選別設備：磁選機、アルミ選別機</p> <p>貯留・搬入設備：鉄・アルミ貯留ヤード</p> <p>圧縮設備：鉄圧縮機、アルミ圧縮機、ペットボトル圧縮機</p>
	<p>【可燃性粗大ごみ】</p> <p>切断機</p>

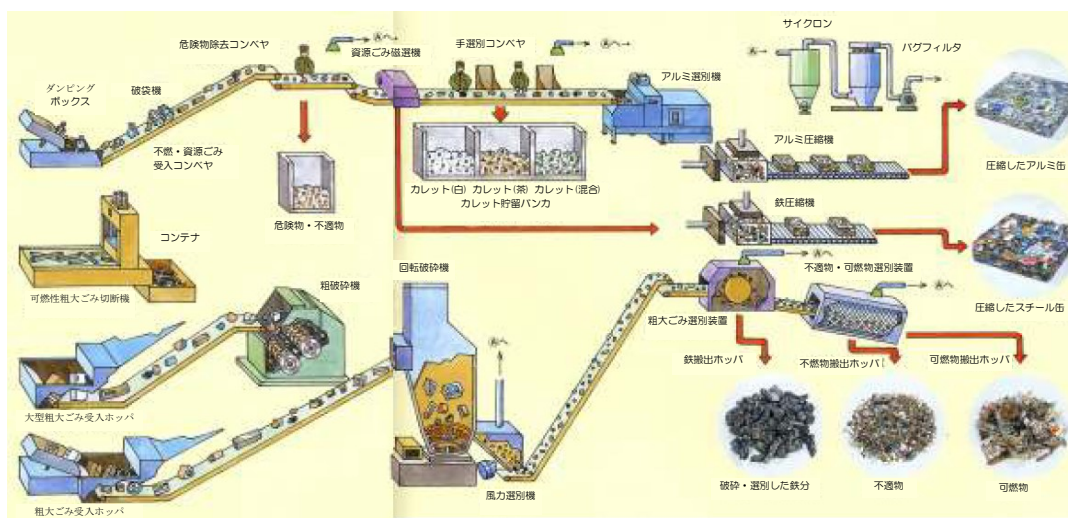


図 2-8 粗大ごみ処理・資源化施設の設備フロー

7) 関係条例等一覧

本市の一般廃棄物処理関係条例等について、以下に示す。

- ・ 四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 四国中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
- ・ 四国中央市クリーンセンター条例
- ・ 四国中央市クリーンセンター条例施行規則
- ・ 四国中央市環境基本条例
- ・ 四国中央市環境審議会条例

2. ごみ処理の実績

1) ごみの種類別排出量

(1) ごみ排出量

過去5年間のごみの種類別排出量は、表 2-17 及び図 2-9～図 2-11 に示すとおりである。

ごみ総排出量について、平成28年度以降はほぼ横ばい傾向にあり、令和2年度は34,571t/年となっている。

家庭系ごみ排出量について、平成30年度までは減少傾向にあり、令和元年度以降は増加傾向となっている。

事業系ごみ排出量は、増減を繰り返している。

表 2-17 ごみ種類別排出量の推移

単位：t/年

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
ごみ総排出量	35,259	35,335	34,816	35,302	34,571
家庭系ごみ	23,763	23,664	23,372	23,536	23,587
燃やすごみ	19,367	19,374	18,982	19,253	19,213
燃やさないごみ	1,041	1,032	1,271	1,039	1,180
資源ごみ	1,794	1,662	1,694	1,689	1,721
有害ごみ	16	19	16	16	17
粗大ごみ	1,545	1,577	1,409	1,539	1,456
事業系ごみ	9,799	10,058	9,918	10,299	9,846
燃やすごみ	9,575	9,765	9,566	9,957	9,513
燃やさないごみ	18	29	47	27	28
資源ごみ	23	50	77	65	52
粗大ごみ	183	214	228	250	253
集団回収	1,697	1,613	1,526	1,467	1,138

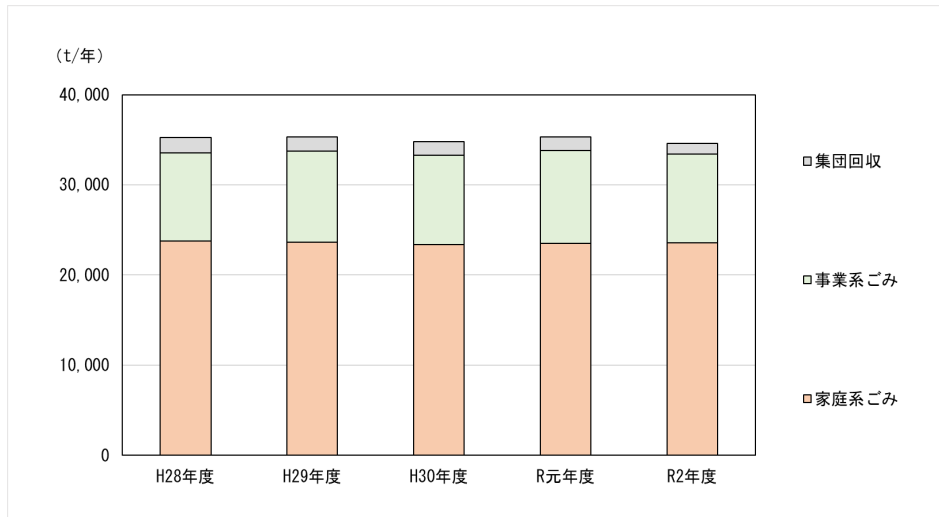


図 2-9 ごみ総排出量の推移

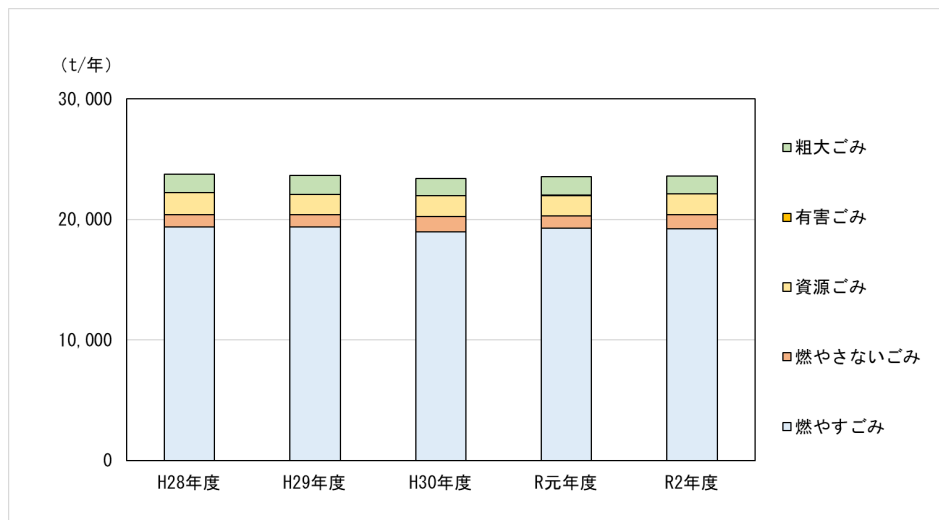


図 2-10 家庭系ごみ排出量の推移

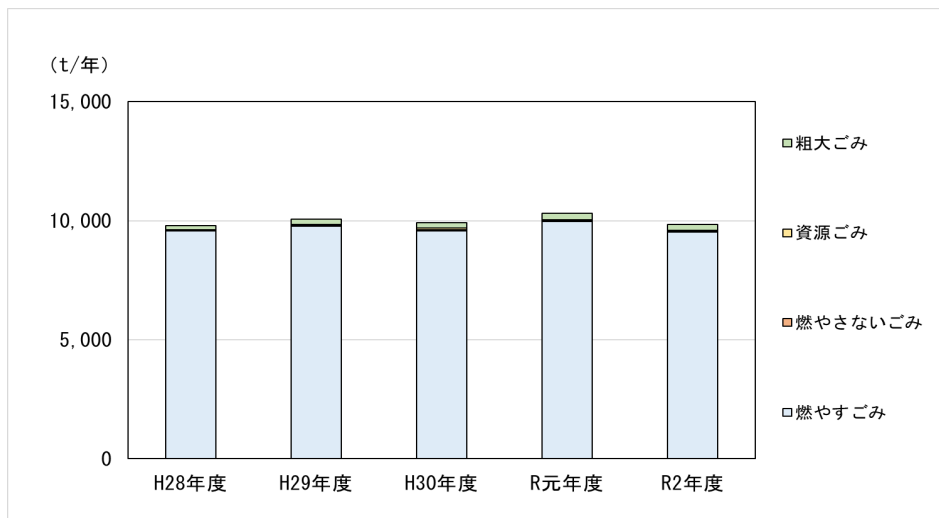


図 2-11 事業系ごみ排出量の推移

(2) 家庭系ごみ等排出原単位及び1日当たり事業系ごみ排出量

過去5年間の家庭系ごみ排出原単位(g/人・日)、1日当たりの事業系ごみ排出原単位(t/日)、集団回収排出原単位(g/人・日)は、表2-18及び図2-12～図2-14に示すとおりである。

家庭系ごみ排出原単位について、平成28年度以降は増加傾向にあり、令和2年度は753.7g/人・日となっている。

事業系ごみ排出原単位は、増減を繰り返している。

集団回収排出原単位について、平成28年度以降は減少傾向にあり、令和2年度は36.4g/人・日となっている。

ごみ排出原単位は、増減を繰り返しており、令和2年度は1,104.6g/人・日となっている。

表2-18 家庭系ごみ排出原単位及び1日当たりの事業系ごみ排出原単位の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
人口(人)	89,611	88,826	87,723	86,572	85,750
家庭系ごみ(g/人・日)	726.4	729.9	729.9	742.8	753.7
燃やすごみ	592.1	597.6	592.8	607.6	613.9
燃やさないごみ	31.8	31.8	39.7	32.8	37.7
資源ごみ	54.8	51.3	52.9	53.3	55.0
有害ごみ	0.5	0.6	0.5	0.5	0.6
粗大ごみ	47.2	48.6	44.0	48.6	46.5
事業系ごみ(t/日)	26.84	27.56	27.17	28.13	26.97
燃やすごみ	26.23	26.75	26.21	27.20	26.06
燃やさないごみ	0.05	0.08	0.13	0.07	0.08
資源ごみ	0.06	0.14	0.21	0.18	0.14
粗大ごみ	0.50	0.59	0.62	0.68	0.69
集団回収(g/人・日)	51.9	49.8	47.7	46.3	36.4
ごみ排出原単位※(g/人・日)	1,078.0	1,089.9	1,087.4	1,114.1	1,104.6

※ごみ排出原単位(g/人・日) = ごみ総排出量(t/年) ÷ 人口(人) ÷ 年間日数(日) × 10⁶

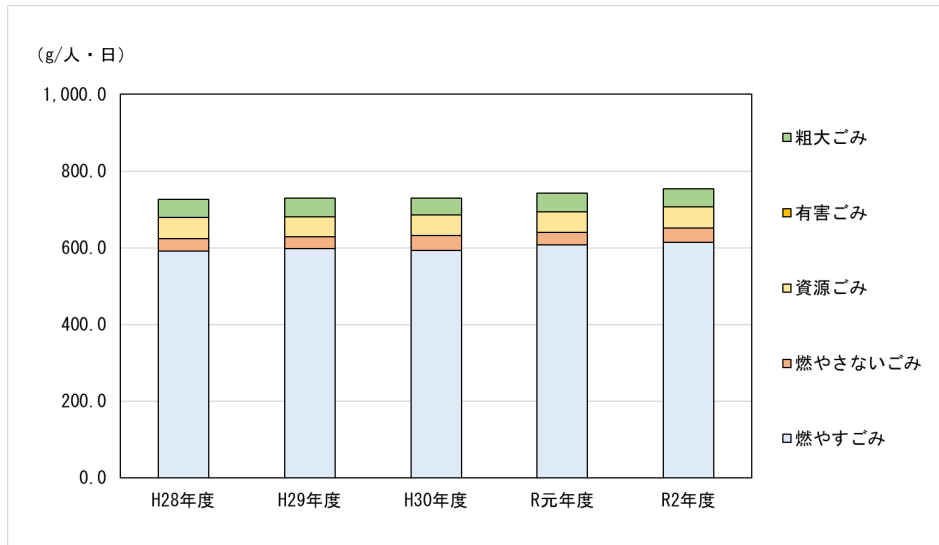


図 2-12 家庭系ごみ排出原単位の推移

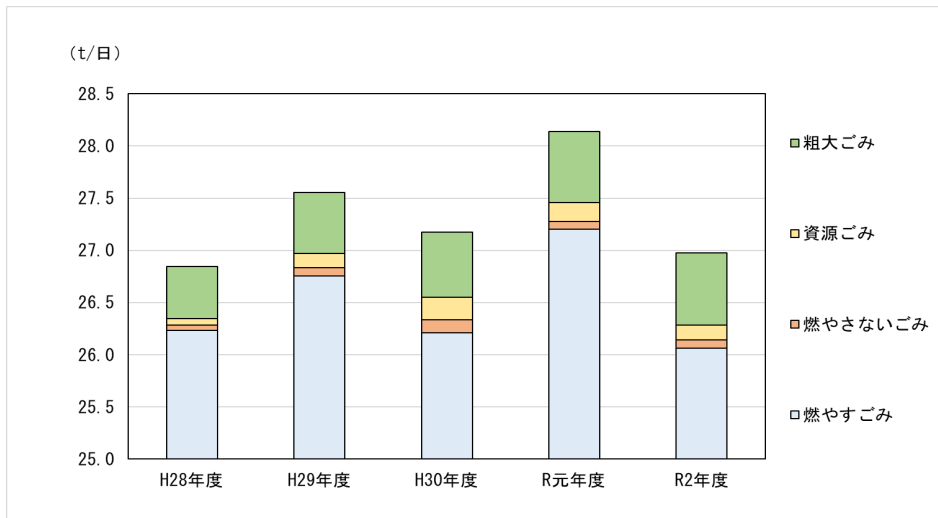


図 2-13 事業系ごみ排出原単位の推移

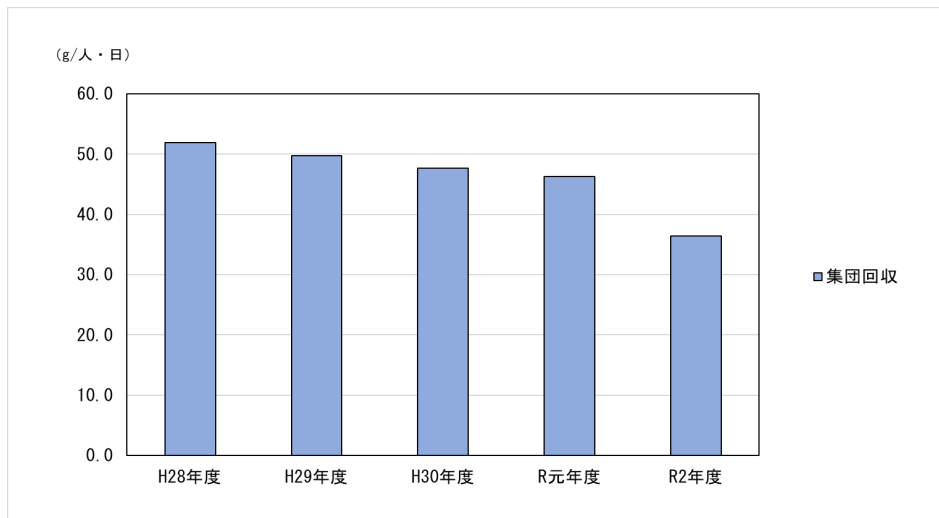


図 2-14 集団回収排出原単位の推移

2) 中間処理量

(1) 焼却処理量と減容化量

過去5年間の焼却処理量と減容化量は、表 2-19 及び図 2-15 に示すとおりである。

四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）では、燃やすごみ及び同施設（リサイクルプラザ）の処理工程で発生した可燃処理残渣を焼却している。

焼却処理量について、平成29年度以降は減少傾向であり、令和2年度は30,080t/年となっている。

焼却処理後の搬出物のうち、金属は専門業者に引き渡して資源化されており、焼却灰は、市内に一般廃棄物の最終処分場がないことから、民間の最終処分場に委託し処分している。

減容化率は、約77～80%で推移している。

表 2-19 焼却処理量と減容化量の推移

単位：t/年

区 分			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
ごみ総排出量			35,259	35,335	34,816	35,302	34,571
ご み 焼 却 施 設	搬 入	焼却処理	31,000	31,182	30,430	30,742	30,080
		燃やすごみ	28,942	29,139	28,548	29,210	28,726
		リサイクルプラザ 可燃処理残渣	2,058	2,043	1,882	1,532	1,354
	搬 出	焼却残渣	3,028	3,089	3,455	3,544	3,531
		金属類（資源化）	23	26	27	19	0
焼却灰（最終処分）		2,165	2,273	2,778	3,361	3,356	
溶融スラグ（資源化）		667	617	488	0	0	
		紙類（資源化）	173	173	162	174	175
減容化量			27,972	28,093	26,975	27,188	26,549
減容化率（%）			79.3	79.5	77.5	77.0	76.8

※減容化量＝焼却処理－焼却残渣

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

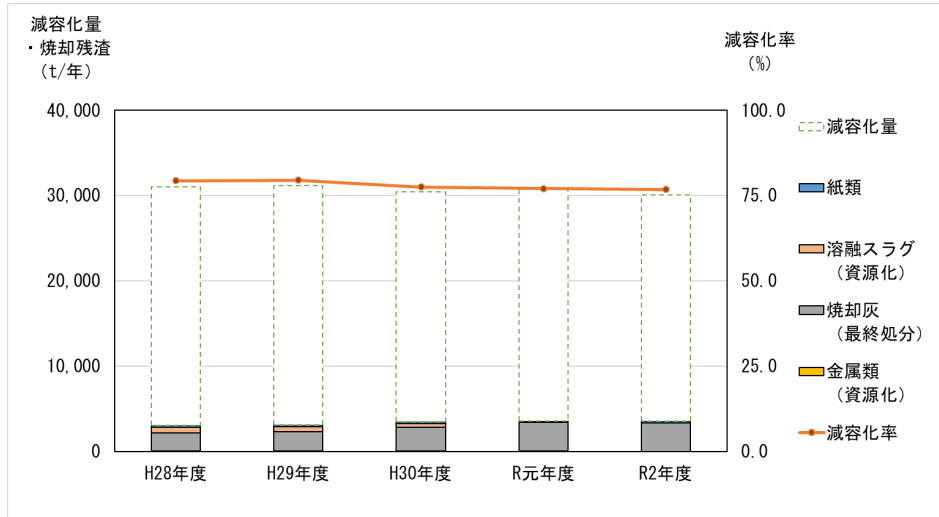


図 2-15 焼却処理量と減容化量の推移

(2) 資源化量

過去5年間の資源化量は、表 2-20 及び図 2-16 に示すとおりである。

四国中央市クリーンセンター（リサイクルプラザ）では、燃やさないごみ、資源ごみ（びん・かん、ペットボトル）及び粗大ごみを処理している。本市における資源化量は、これらの処理後に発生する有価物に加えて、直接業者へ引き渡している資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック、衣類、てんぷら油）、集団回収、さらに焼却施設からの資源化物（金属、熔融スラグ、紙類）の合計となっている。

資源化量について、平成28年度以降は減少傾向にあり、令和2年度は3,478t/年となっている。資源化率は、資源化量と同様の傾向を示しており、令和2年度は10.1%となっている。

表 2-20 資源化量の推移

単位：t/年

区 分		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
ごみ総排出量		35,259	35,335	34,816	35,302	34,571	
業 者 引 渡	資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック）	913	757	801	804	822	
	資源ごみ（てんぷら油）	7	6	6	5	5	
	資源ごみ（衣類）	51	48	56	62	76	
	集団回収	1,697	1,613	1,526	1,467	1,138	
リ サ イ ク ル プ ラ ザ	搬 入	燃やさないごみ	1,059	1,061	1,318	1,066	1,208
		有害ごみ	16	19	16	16	17
		資源ごみ（びん・かん、ペットボトル）	846	901	908	883	870
		粗大ごみ	1,728	1,791	1,637	1,789	1,709
搬 出	有 価 物	金属類	856	870	833	700	899
		ガラス類	233	242	241	239	181
		ペットボトル	127	134	131	156	182
	可燃処理残渣	2,058	2,043	1,882	1,532	1,354	
	不燃処理残渣	375	483	792	1,127	1,188	
焼 却 施 設	金属（資源化）	23	26	27	19	0	
	溶融スラグ（資源化）	667	617	488	0	0	
	紙類（資源化）	173	173	162	174	175	
資源化量		4,747	4,486	4,271	3,626	3,478	
資源化率（%）		13.5	12.7	12.3	10.3	10.1	

※資源化量＝業者引渡＋リサイクルプラザ搬出・有価物＋焼却施設からの資源化物

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

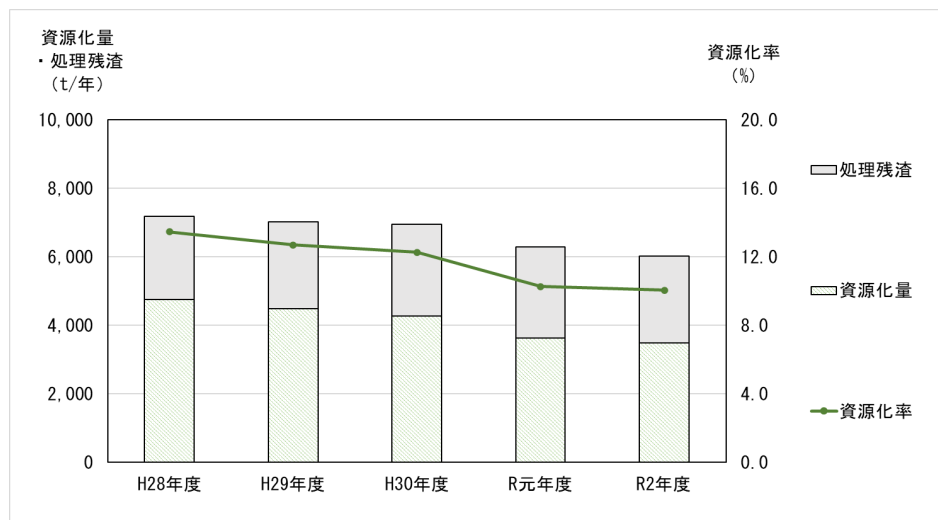


図 2-16 資源化量の推移

3) 最終処分量

過去5年間の最終処分量は、表 2-2 1 及び図 2-1 7 に示すとおりである。

最終処分量について、平成 28 年度以降は増加傾向にあり、令和 2 年度は 4,544t/年となっている。また、最終処分率についても最終処分量と同様の傾向を示しており、令和 2 年度における最終処分率は 13.1%となっている。

表 2-2 1 最終処分量の推移

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
ごみ総排出量 (t/年)	35,259	35,335	34,816	35,302	34,571
最終処分量 (t/年)	2,540	2,756	3,570	4,488	4,544
焼却灰	2,165	2,273	2,778	3,361	3,356
不燃処理残渣	375	483	792	1,127	1,188
最終処分率 (%)	7.2	7.8	10.3	12.7	13.1

※最終処分率=最終処分量/ごみ総排出量

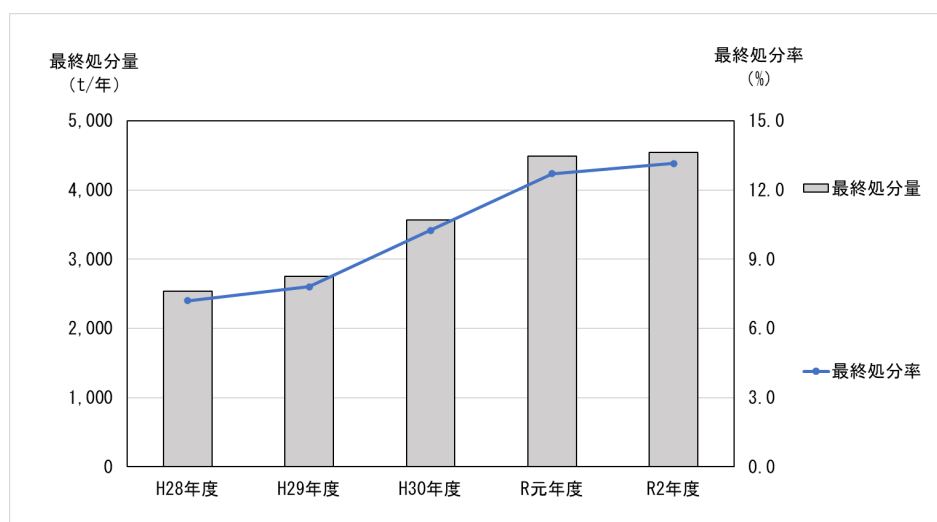


図 2-1 7 最終処分量及び最終処分率の推移

4) ごみの性状及び焼却灰の性状

(1) ごみの性状

過去5年間の可燃ごみの性状は、表 2-2 2、図 2-1 8 及び図 2-1 9 に示すとおりである。

種類別組成は、過去5年間を通して「紙・布類」が最も多く全体の約43～55%を占めている。単位体積重量は、約99～120kg/m³で推移し、低位発熱量は、約8,500～10,500kJ/kgを推移している。また、三成分について、水分が約41～50%、可燃分が約45～53%、灰分が約4～6%を占めている。

表 2-2 2 可燃ごみの組成分析

区 分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度
種 類 別 組 成	紙・布類 (%)	46.2	44.2	54.6	49.1	43.3
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類 (%)	28.1	22.9	24.8	25.0	23.8
	木・竹・ワラ類 (%)	9.9	17.8	7.0	10.6	13.8
	厨芥類 (%)	7.9	9.1	7.7	8.4	10.0
	不燃物類 (%)	1.7	1.3	1.2	1.4	1.2
	その他 (%)	6.3	4.8	4.9	5.6	7.9
単位体積重量 (kg/m ³)		113	120	110	121	99
低位発熱量 (kJ/kg)		8,770	8,970	10,540	9,510	8,490
三 成 分	水分 (%)	49.8	49.1	41.4	46.9	48.7
	可燃分 (%)	45.3	46.4	52.9	47.5	46.3
	灰分 (%)	4.9	4.5	5.7	5.6	5.1

※各年度における平均値を示している。

※「種類別組成」及び「三成分」の割合は、四捨五入して算出しているため、合計が100にならない場合がある。

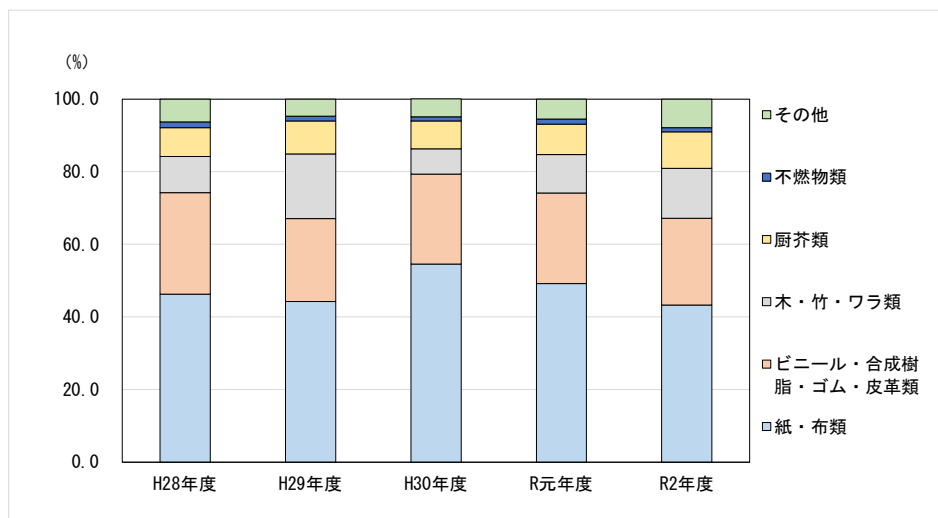


図 2-1 8 種類別組成の実績

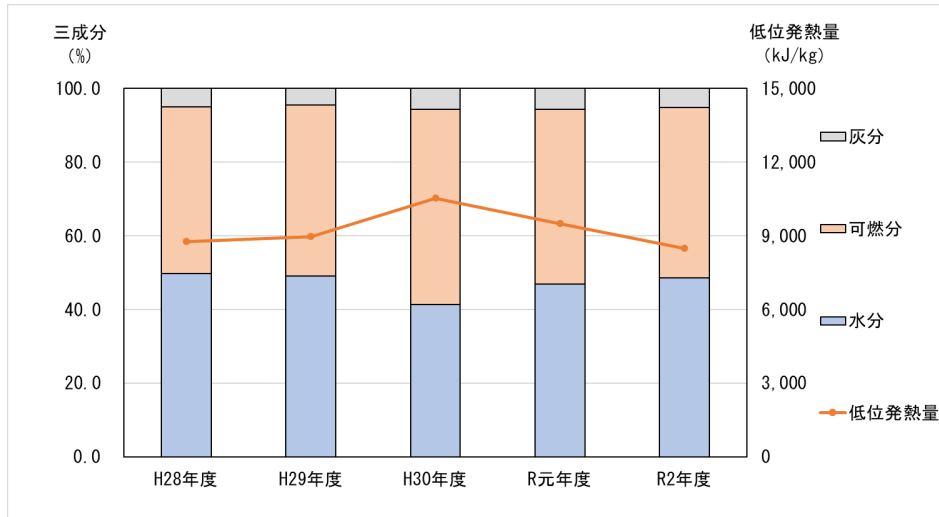


図 2-19 三成分・低位発熱量の推移

(2) 焼却灰の性状

本市の焼却施設から発生する焼却灰の性状は、表 2-23 及び図 2-20 に示すとおりである。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準では、焼却灰の熱灼減量が10%以下となるように処理することと定められている。これに対し、本市における過去5年間の実績は、いずれも法規制値を下回っており、良好に運転管理をしている。

表 2-23 熱灼減量

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
熱灼減量 (%)	6.0	3.6	4.2	5.3	5.3

※各年度の平均値を示す。

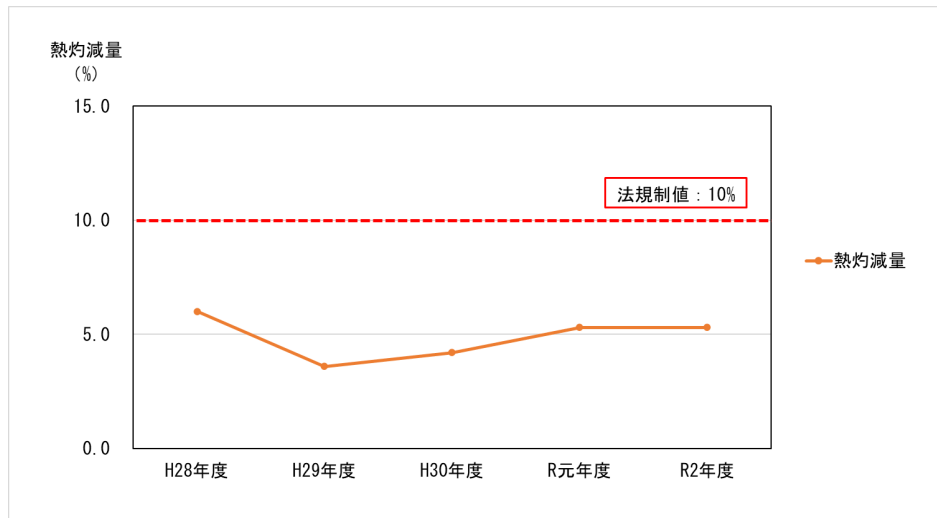


図 2-20 熱灼減量

5) 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は、表 2-24 に示すとおりである。

ごみの中間処理により生じる温室効果ガス排出量を二酸化炭素に換算すると、令和2年度では、年間 18,584,716kg-CO₂、1人1日当たりで 593.8 g-CO₂ となっている。

表 2-24 温室効果ガス排出量（令和2年度）

調査項目		活動量	CO ₂ 換算量
中間 処理	(1) 燃料 使用量	灯油	6,099 L
		電気	4,584,560 kWh
	(2) 焼却量	連続燃焼式	30,279 t
合計	温室効果ガス排出量		18,584,716 kg-CO ₂
	計画収集人口		85,750 人
	1人1日当たり温室効果ガス排出量		593.8 g-CO ₂

6) ごみ処理経費

過去5年間のごみ処理経費の推移は、表 2-25 及び図 2-21 に示すとおりである。

ごみ処理経費について、平成30年度までは減少傾向にあり、令和元年度以降増加傾向となっている。

令和2年度におけるごみ処理費用の合計は、約9億円となっており、市民一人当たり
に換算すると 10,503 円、ごみ 1t 当りに換算すると 26,051 円となる。

表 2-25 ごみ処理経費の推移

項目		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
建設改良費 (千円)		171,038	128,002	142,610	96,800	94,613
工 事 費	収集運搬施設	0	0	0	0	0
	中間処理施設	171,038	128,002	142,610	96,800	94,613
	最終処分場	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
調査費		0	0	0	0	0
処理及び維持管理費 (千円)		772,588	772,098	751,353	732,065	739,724
人件費		64,270	67,104	57,591	57,369	49,282
処 理 費	収集運搬費	4,395	4,293	4,399	4,393	2,174
	中間処理費	147,744	146,861	149,918	148,269	145,060
	最終処分費	0	0	0	0	0
車両等購入費		0	0	0	0	0
委託費		556,179	553,840	539,445	522,034	543,208
調査研究費		0	0	0	0	0
その他 (千円)		13,407	13,441	11,602	12,549	66,270
ごみ処理経費 (千円)		957,033	913,541	905,565	841,414	900,607
人口 (人)		89,611	88,826	87,723	86,572	85,750
1人当たり経費 (円/人)		10,680	10,285	10,323	9,719	10,503
ごみ総排出量 (t/年)		35,259	35,335	34,816	35,302	34,571
ごみ排出量1t当たり経費 (円/t)		27,143	25,854	26,010	23,835	26,051

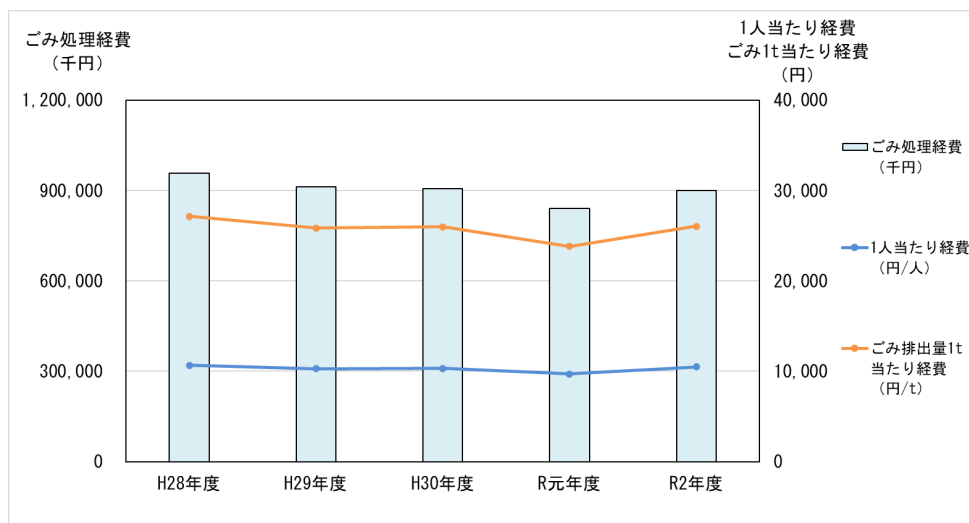


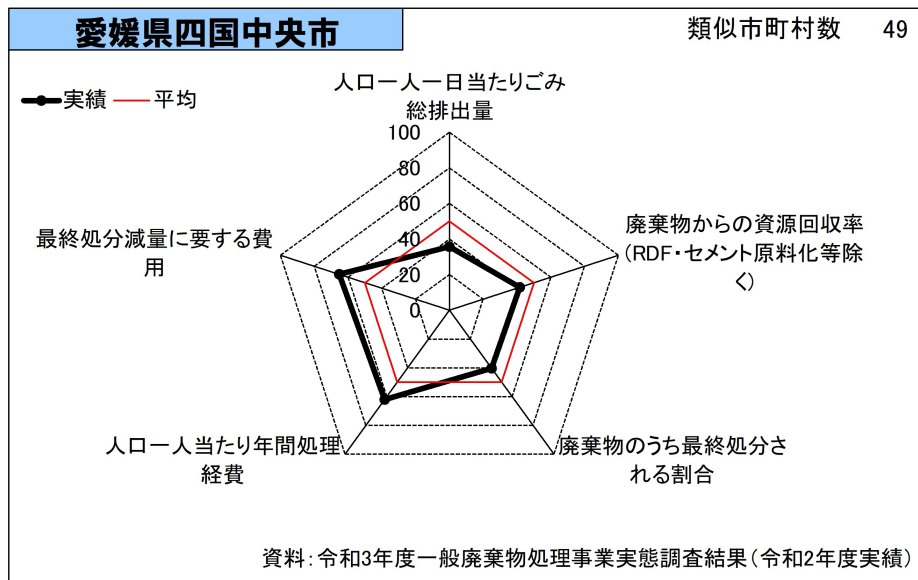
図 2-21 ごみ処理経費の推移

3. ごみ処理システムの評価

本市におけるごみ処理システムの評価は、図 2-22 に示すとおりである。

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省)に基づき、本市のごみ処理システムを評価した。なお、評価には、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いることとし、産業構造等が本市と類似している全国の類似自治体との比較を行った。

本市においては、「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」、「廃棄物のうち最終処分される割合」が、類似自治体と比較してやや平均を下回る偏差値を示しており、その他の項目については平均を上回っている。



指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日あたりごみ総排出量	$\text{ごみ総排出量} \div 365 \text{ (or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人一日当たり年間処理経費	$\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

図 2-22 ごみ処理システム評価結果 (令和2年度実績比較)

4. 前計画における評価・課題の抽出

1) 前計画における目標・達成状況

(1) ごみ総排出量

前計画において、ごみ総排出量の目標は、平成 22 年度を基準年度とし、令和 10 年度に 10%以上の削減を達成し、30,439t/年まで削減することを掲げている。

ごみ総排出量の目標値と実績値は、表 2-26 に示すとおりである。

令和 2 年度のごみ総排出量は、平成 22 年度のごみ総排出量と比較し 0.1%の削減に留まり、目標達成に向け更に 12.0%の削減が必要な状況となっている。

表 2-26 ごみ総排出量の目標値と実績値の比較

	H22 年度 (実績値)	R2 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
ごみ総排出量 (t/年)	34,622	34,571	30,439

(2) ごみ排出原単位

前計画では、ごみ排出原単位の目標は、平成 22 年度を基準年度とし、令和 10 年度に 6%以上の削減を達成し、963.2g/人・日まで削減することが掲げられている。

ごみ排出原単位の目標値と実績値は、表 2-27 に示すとおりである。

令和 2 年度のごみ排出原単位は、平成 22 年度のごみ排出原単位と比較し 7.6%増加しており、目標達成に向け 12.8%の削減が必要な状況となっている。

表 2-27 ごみ排出原単位の目標値と実績値の比較

	H22 年度 (実績値)	R2 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
ごみ排出原単位 (g/人・日)	1,026.2	1,104.6	963.2

(3) 資源化率

前計画では、資源化率の目標は、令和 10 年度に 20%以上を達成し、21.3%まで向上させることが掲げられている。

資源化率の目標値と実績値は、表 2-28 に示すとおりである。

令和 2 年度の資源化率は、平成 22 年度の資源化率と比較し 2.9%低下しており、目標達成に向け 11.2%の向上が必要な状況となっている。

表 2-28 資源化量の目標値と実績値の比較

	H22年度 (実績値)	R2年度 (実績値)	R10年度 (目標値)
ごみ総排出量 (t/年)	34,622	34,571	30,439
資源化量 (t/年)	4,489	3,478	6,471
資源化率 (%)	13.0	10.1	21.3

(4) 最終処分量

前計画において、最終処分量の目標は、平成22年度を基準年度とし令和10年度に20%以上の削減を達成し、795t/年まで削減することが掲げられている。

最終処分量の目標値と実績値の比較は、表 2-29 に示すとおりである。

令和2年度の最終処分量は、平成22年度の最終処分量と比較し2,250t/年増加しており、目標達成に向け3,749t/年の削減が求められる。

表 2-29 最終処分量の目標値と実績値の比較

	H22年度 (実績値)	R2年度 (実績値)	R10年度 (目標値)
ごみ総排出量 (t/年)	34,622	34,571	30,439
最終処分量 (t/年)	2,294	4,544	795

2) 四国中央市における課題

本市のごみの排出、収集・運搬、処理、処分に至るまでの現状でのシステム、実績等は前述したとおりである。

本計画では、こうした現状を踏まえ、ごみ処理事業における課題を抽出し、問題の解決策を検討し、方針・目標を策定することとする。

(1) 排出抑制

本市では、生ごみ処理容器・生ごみ処理機械設置事業補助金や、資源ごみ回収団体奨励補助金の制度の設立、市民や事業者を対象とした啓発活動により廃棄物の排出抑制・減量化を図っている。しかし、本市におけるごみの総排出量は、増減を繰り返しつつも横ばい傾向にあり、家庭系ごみについては近年増加傾向が見られる。

よって、本市では、これまで実施してきた廃棄物の排出抑制・減量化に向けた取組を継続的に実施するとともに、家庭系ごみに焦点を当て排出抑制・減量化に向けた取組の拡大・拡充を図る必要がある。

(2) 収集・運搬

本市では、燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみ（びん・かん、ペットボトル・新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック）・有害ごみは、ステーション方式及び戸別収集方式を併用した収集を行っている。収集方式の併用はコストや収集効率等に影響し、収集運搬経費の削減のためにもステーション方式への一元化が求められる。

よって、本市では収集・運搬体制の見直しを検討し、システムの効率化が図られた適切な収集・運搬体制を構築する必要がある。

(3) 中間処理

「3. ごみ処理システムの評価」より、本市の「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」は類似市町村と比較して、平均をやや下回っている。平成28年度以降、資源化率はやや減少傾向にあり、更なる資源化の推進が必要となっている。

今後は、現状資源化されるべき物が選別されず焼却処分されているため、不足している資源ごみの処理ラインの拡充等、対策及びコンパクトな処理機の導入を検討していく必要がある。

また、四国中央市クリーンセンターは、施設竣工以降、令和4年度時点で約23年が経過しており、老朽化が進んでいる。今後のごみ処理を適正に行うため、新しいごみ処理施設の検討を行っていく必要がある。

(4) 最終処分

本市では、四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）において発生した焼却残渣は民間の最終処分場に搬入され委託処分されている。平成30年度以降に愛媛県廃棄物処理センター東予事務所への焼却残渣受入が停止したことを受け、本市における最終処分量は増加傾向にあり、最終処分率は類似自治体と比較し高い傾向が見られる。

よって、本市では廃棄物の発生抑制・資源化の推進による焼却処分量の削減を通じて最終処分量の削減を図る必要がある。

第3節 ごみ処理行政の動向

1. 廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月）

廃棄物処理法第5条の2第1項に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」は、平成28年に改正が行われた。基本方針では、令和2年度を目標年度とし一般廃棄物の排出量及び再生利用量と最終処分量について目標が設定された。また、令和2年度は基本方針の内容に大幅な変更がないことから改定は行われず、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標を参考にした施策を進めることとされている。

2. 廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月）

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理法第5条の3第1項に基づき定められた計画である。平成30年に策定された整備計画においては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提とし廃棄物等の適正な循環利用・処分のための施設等を整備し、循環型社会及び低炭素化社会の形成を統合的に推進することが全体目標として掲げられている。また、ごみの適正処理を通じた最終処分量の削減に向けた目標として、令和4年度を目標年度としたリサイクル率について目標が設定されている。

3. 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第15条に基づき、循環型社会の形成に向け関連施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものである。平成30年に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、環境保全を前提に循環型社会の形成に向け、産官学民一体となった取組を推進することが期待され、地方公共団体は地域の中核として廃棄物等の適正処理・適正処分を行い、主体間の連携体制の構築に努めることが求められている。また、循環型社会形成に向けた取組指標として、令和7年度を目標年度とした一般廃棄物の排出量について目標が設定されている。

4. 第五次えひめ循環型社会推進計画（令和4年3月）

第五次えひめ循環型社会推進計画は、廃棄物処理法第5条に基づく都道府県廃棄物処理計画及びバイオマス活用推進基本法第21条に基づく都道府県バイオマス活用推進計画として策定されたものである。各地域の有する技術や特性を生かし、県全体で適正な廃棄物の処理・リサイクルシステムの整備を通じて循環型社会の構築を目指しており、一般廃棄物の減量化に向けごみ総排出量、再生利用率、最終処分量について目標が設定されている。

表 2-30 ごみ発生抑制及び再生利用に関する目標

項目	国（環境省）			愛媛県
	廃棄物処理法の基本方針	廃棄物処理施設整備計画	第四次循環型社会形成推進基本計画	第五次えひめ循環型社会推進計画
策定年月	平成 28 年 1 月	平成 30 年 6 月	平成 30 年 6 月	令和 4 年 3 月
基準年度	平成 24 年度	—	—	令和 2 年度
目標年度	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 7 年度	令和 7 年度
目標	① 排出量 →約 12%削減 ② 再生利用率 ^{※1} →約 21%から約 27% に増加 ③ 最終処分量 →約 14%削減	① リサイクル率 →27%	① 1 人 1 日当たりの排出量 ^{※2} →約 850g/人・日 ② 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※3} →約 440g /人・日 ③ 事業系ごみ排出量 →約 1,100 万トン	① ごみ総排出量 →約 8%削減 ② 1 人 1 日当たりの排出量 →約 2%削減 ③ 再生利用率 →約 28%に増加 ④ 最終処分量 →約 12%削減

※1：再生利用率＝再生利用量/搬出量

※2：1 人 1 日当たりのごみ排出量 = ごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量） / 人口 / 365 日

※3：1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量（集団回収、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量） / 人口 / 365 日

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 計画策定の基本方針

国では、平成30年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「第三次循環型社会形成推進基本計画」と同様に、「質」に着目した循環型社会の形成が重要であるとされており、計画推進に向けた方向性として、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」「適正処理の推進と環境再生」等が示されている。

このような状況を踏まえ、本計画における基本方針を表3-1に示すとおり定める。

表 3-1 ごみ処理基本方針

基本方針	取組み内容
発生抑制・再使用の推進	住民・事業者に対してごみの発生抑制・再使用に対する意識の啓発を行い、主体的協力を働きかけていく。
資源化の推進	発生したごみについては、家庭内・事業所内において再使用を図るとともに、地域団体による集団回収等の活動を推進する。 また、使用済み小型家電等の分別について周知を行い、有用金属の回収を促進する。
適正処理の推進	ごみとして排出されたものについては、四国中央市クリーンセンターにおいて減量化・資源化等の適正処理を行うとともに、これらの施設の延命化及び適正な維持管理を継続していく。

第2節 排出量及び処理・処分量の予測

1. 計画人口

本計画における計画人口は、表 3-2 及び図 3-1 に示すとおりである。

計画人口は、「第三次四国中央市総合計画」において示されている四国中央市人口ビジョンに基づき設定した。

目標年度の令和 10 年度における計画人口は、78,530 人とする。

表 3-2 計画人口の推移

	年 度	人 口 (人)
実績値	H28 年度	89,611
	H29 年度	88,826
	H30 年度	87,723
	R 元年度	86,572
	R2 年度	85,750
将来値	R3 年度	84,648
	R4 年度	83,546
	R5 年度	82,443
	R6 年度	81,341
	R7 年度	80,239
	R8 年度	79,669
	R9 年度	79,099
	R10 年度	78,530

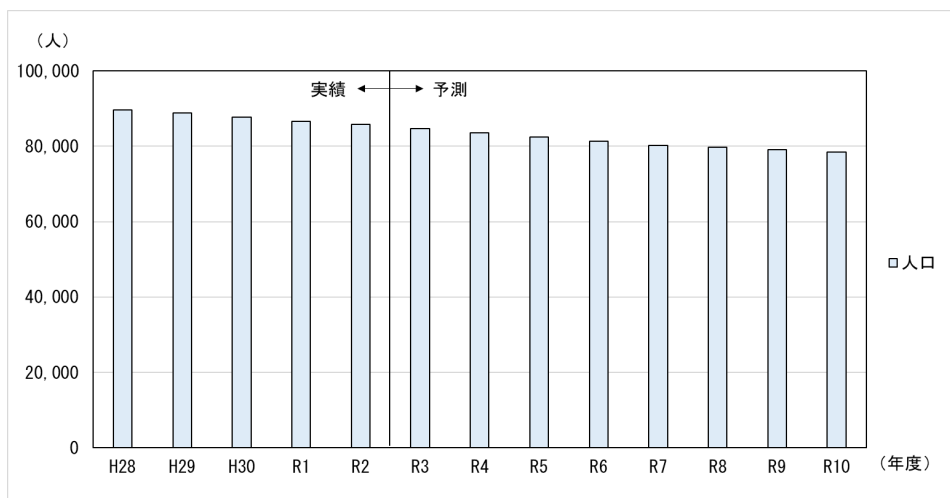


図 3-1 計画人口の推移

2. ごみ排出量及び処理・処分量（現状の施策を継続した場合）

1) 予測手法

将来のごみ排出量及び処理・処分量の予測手法は、図 3-2 に示すとおりである。

家庭系ごみ排出量及び集団回収は、過去 5 年間の実績値を用いて、トレンド推計法により排出原単位（1 人 1 日当たりの排出量）の将来予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じて算出する。

事業系ごみ排出量は、過去 5 年間の実績値を用いて、トレンド推計法により 1 日当たりの排出量の将来予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じて算出する。

また、将来の減容化量、資源化量、最終処分量は、過去 5 年間の残渣発生率や有価物の回収率を参考に算出する。

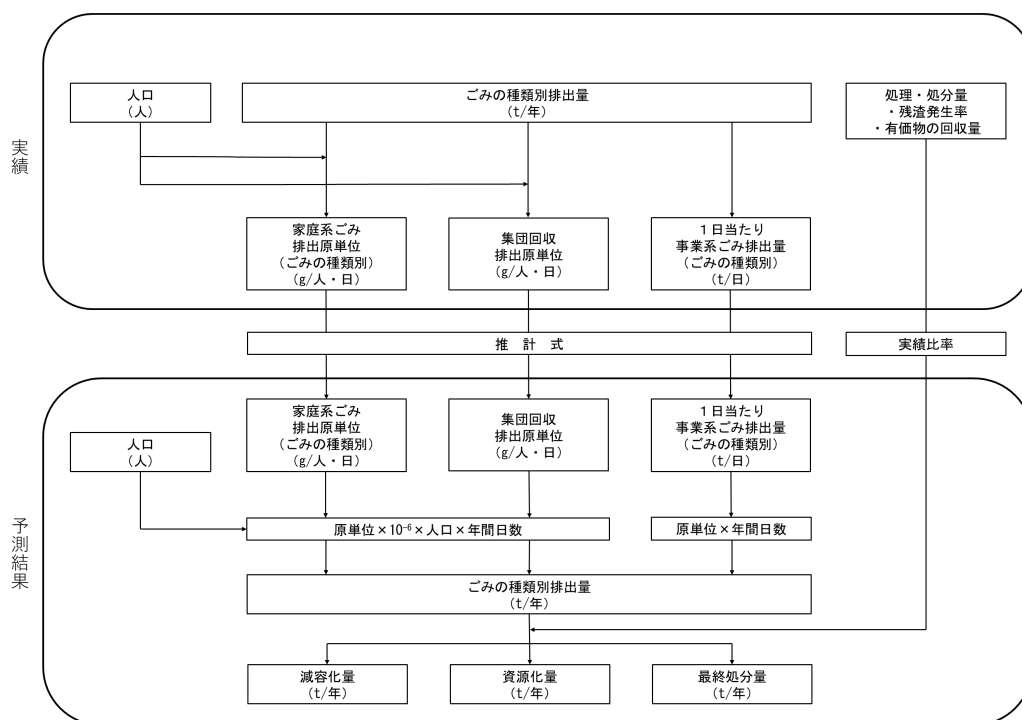


図 3-2 予測手法

推計式の概要は、表 3-3 に示すとおりである。

ごみの種類別排出量の推計は、トレンド推計法又は平均値を用いて行うこととする。

7つの推計式によって7通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが論理的矛盾を来たさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用する。

表 3-3 推計式の概要

名 称	推計式	備 考
直線式	$y = a x + b$	x : 年度 (基準年度からの 経過年数)
二次関数式	$y = a x^2 + b x + c$	
指数式	$y = a \times e^{b x}$	y : x 年度 (基準年度か ら x 年後) の推計値
べき乗式	$y = a \times x^b$	K : 過去の実績値から求め られる飽和値
ロジスティックス式	$y = K / (1 + e^{-(a - b x)})$	
対数式	$y = a \times \ln x + b$	a, b, c : 係数
平均値	一定値	e, ln : 自然対数, 逆対数

2) ごみ排出量及び処理・処分量の予測結果（現状の施策を継続した場合）

(1) ごみの種類別排出量（現状の施策を継続した場合）

現状の施策を継続した場合のごみの種類別排出量の予測結果は、表 3-4、図 3-3～図 3-5に示すとおりである。

ごみ総排出量は減少する見込みであり、令和10年度は32,766t/年となる予測結果となっている。

家庭系ごみ排出量について、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、粗大ごみは減少し、有害ごみはほぼ横ばいで推移する見込みとなっている。

事業系ごみ排出量は、いずれの種類も増加する見込みとなっている。

集団回収は、減少が見込まれることから、施策の実施等により、回収の推進を図る必要がある。

表 3-4 ごみ種類別排出量の予測結果

単位：t/年

	実績	予測	
	R2年度	R7年度	R10年度
人口（人）	85,750	80,239	78,530
ごみ総排出量	34,571	33,254	32,766
家庭系ごみ	23,587	22,139	21,709
燃やすごみ	19,213	18,120	17,760
燃やさないごみ	1,180	1,019	997
資源ごみ	1,721	1,608	1,588
有害ごみ	17	15	17
粗大ごみ	1,456	1,377	1,347
事業系ごみ	9,846	10,049	10,060
燃やすごみ	9,513	9,669	9,669
燃やさないごみ	28	40	40
資源ごみ	52	55	55
粗大ごみ	253	285	296
集団回収	1,138	1,066	997

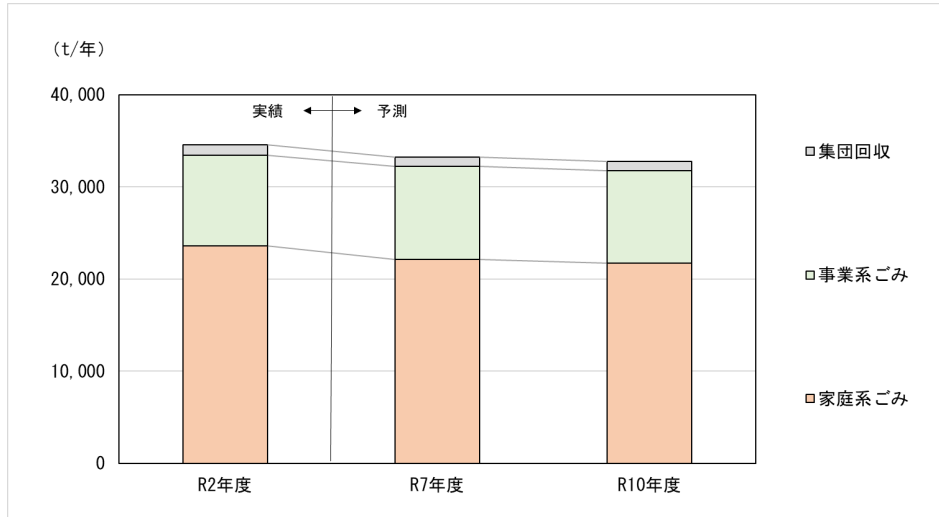


図 3-3 ごみ総排出量の予測結果

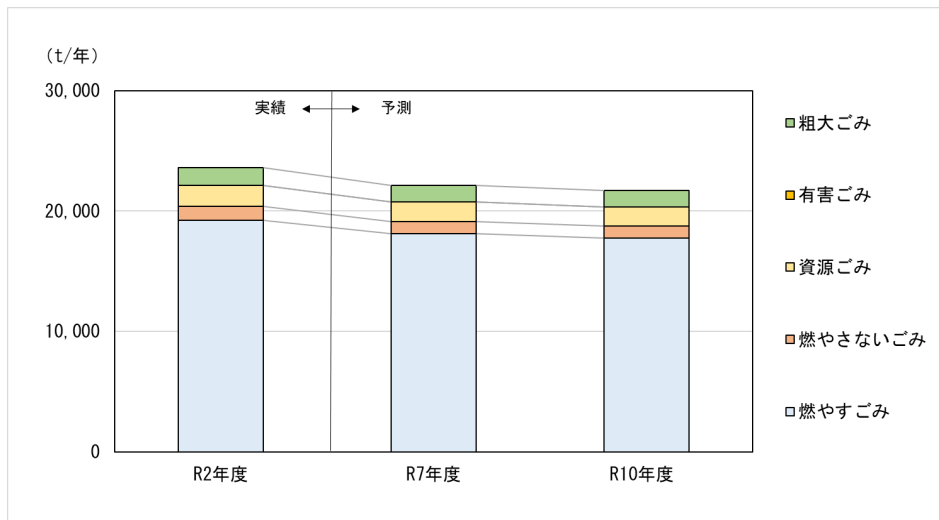


図 3-4 家庭系ごみ排出量の予測結果

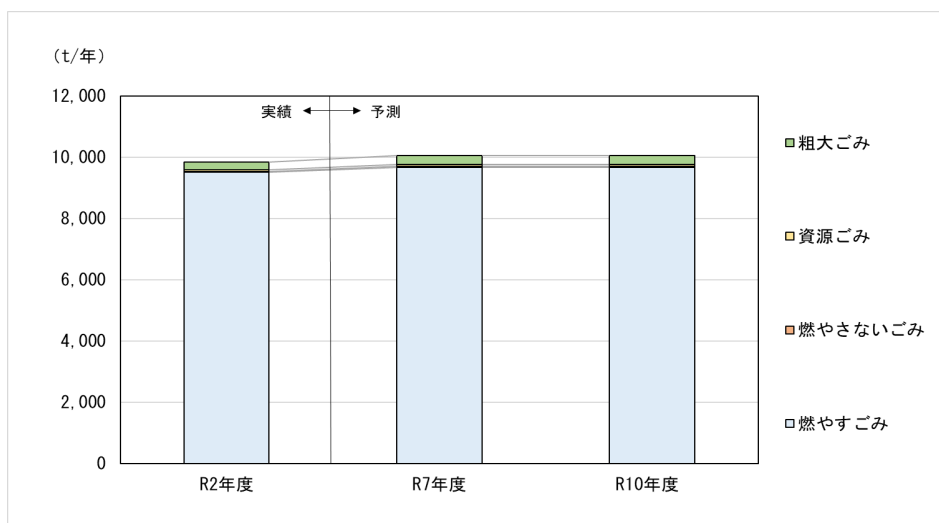


図 3-5 事業系ごみ排出量の予測結果

また、現状の施策を継続した場合の家庭系ごみ排出原単位（g/人・日）、1日当たりの事業系ごみ排出原単位（t/日）、集団回収排出原単位（g/人・日）は、表 3-5 及び図 3-6～図 3-8に示すとおりである。

家庭系ごみ排出原単位は、増加する見込みであり、令和 10 年度は 757.4g/人・日となる予測結果となっている。

事業系ごみ排出原単位は、増加する見込みであり、令和 10 年度は 27.56t/日となる予測結果となっている。

集団回収排出原単位は、ほぼ横ばいで推移しており、令和 10 年度は 34.8g/人・日である。

ごみ排出原単位は、増加する見込みであり、令和 10 年度は 1,143.1g/人・日である。

表 3-5 家庭系ごみ排出原単位及び 1 日当たりの事業系ごみ排出原単位の予測結果

	実績	予測	
	R2 年度	R7 年度	R10 年度
人口（人）	85,750	80,239	78,530
家庭系ごみ（g/人・日）	753.7	755.9	757.4
燃やすごみ（g/人・日）	613.9	618.7	619.6
燃やさないごみ（g/人・日）	37.7	34.8	34.8
資源ごみ（g/人・日）	55.0	54.9	55.4
有害ごみ（g/人・日）	0.6	0.5	0.6
粗大ごみ（g/人・日）	46.5	47.0	47.0
事業系ごみ（t/日）	26.97	27.53	27.56
燃やすごみ（t/日）	26.06	26.49	26.49
燃やさないごみ（t/日）	0.08	0.11	0.11
資源ごみ（t/日）	0.14	0.15	0.15
粗大ごみ（t/日）	0.69	0.78	0.81
集団回収（g/人・日）	36.4	36.4	34.8
ごみ排出原単位※（g/人・日）	1104.6	1135.4	1143.1

※ごみ排出原単位（g/人・日）＝ごみ総排出量（t/年）÷人口（人）÷年間日数（日）×10⁶

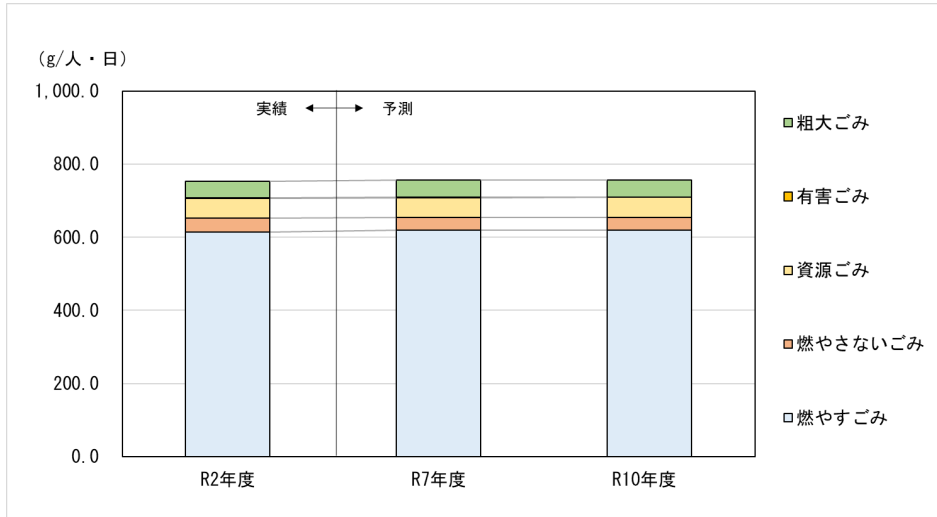


図 3-6 家庭系ごみ排出原単位の予測結果

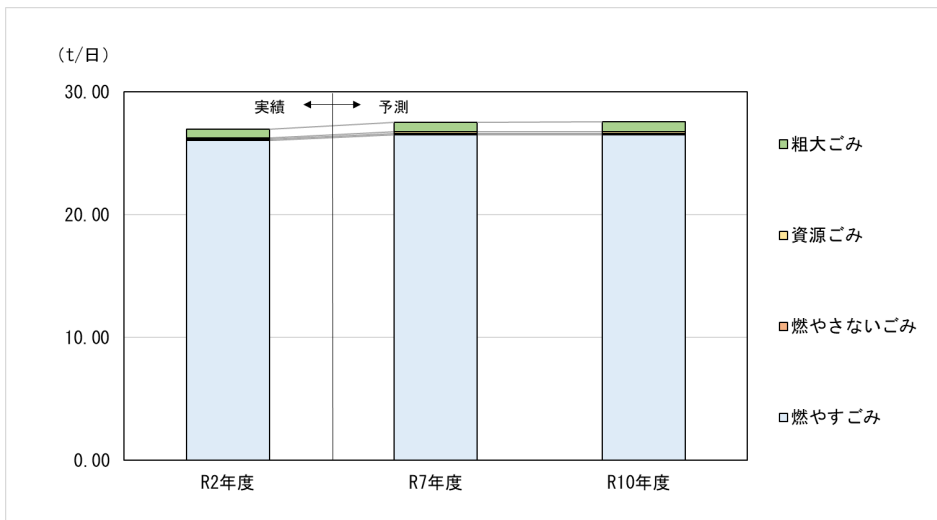


図 3-7 事業系ごみ排出原単位の予測結果

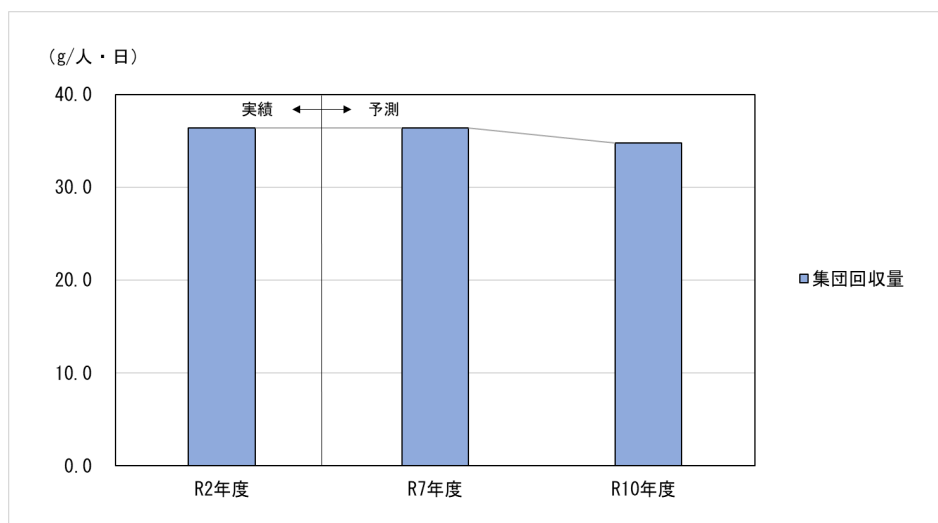


図 3-8 集団回収排出原単位の予測結果

(2) ごみの処理・処分量（現状の施策を継続した場合）

① 焼却処理量と減容化量

焼却処理量と減容化量の予測結果は、表 3-6 及び図 3-9 に示すとおりである。

現状の施策を継続した場合、燃やすごみ排出量及びリサイクルプラザの可燃処理残渣は、やや減少が見込まれ、焼却処理量は減少する予測結果となっている。

令和 10 年度では、焼却処理量 28,676t/年、減容化率 77.3%と予測される。

表 3-6 焼却処理量と減容化量の予測結果

単位：t/年

区 分			実 績	予 測	
			R2 年度	R7 年度	R10 年度
ごみ総排出量			34,571	33,254	32,766
ご み 入	搬 入	焼却処理	30,080	29,053	28,676
		燃やすごみ	28,726	27,789	27,429
		リサイクルプラザ可燃処理残渣	1,354	1,264	1,247
焼 却 施 設	搬 出	焼却残渣	3,531	3,399	3,355
		金属（資源化）	0	0	0
		焼却灰（最終処分）	3,356	3,229	3,187
		熔融スラグ（資源化）	0	0	0
		紙類（資源化）	175	170	168
減容化量			26,549	25,654	25,321
減容化率（%）			76.8	77.1	77.3

※減容化量＝焼却処理－焼却残渣

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

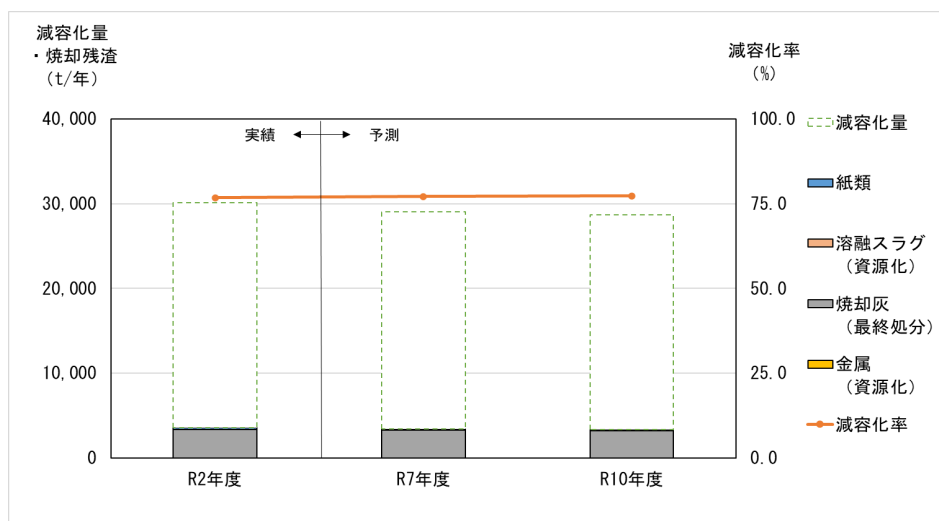


図 3-9 焼却処理量と減容化量の予測結果

② 資源化量

資源化量の予測結果は、表 3-7 及び図 3-10 に示すとおりである。

現状の施策を継続した場合、主に集団回収の減少により、資源化量は減少する予測結果となっている。

令和 10 年度では、資源化量が 3,165t/年、資源化率が 9.7%と予測される。

表 3-7 資源化量の予測結果

単位：t/年

区 分		実 績	予 測			
		R2 年度	R7 年度	R10 年度		
ごみ総排出量		34,571	33,254	32,766		
業 者 引 渡	資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック）	822	772	762		
	資源ごみ（てんぷら油）	5	5	5		
	資源ごみ（衣類）	76	72	71		
	集団回収	1,138	1,066	997		
リ サ イ ク ル プ ラ ザ	搬 入	燃やさないごみ	1,208	1,059	1,037	
		有害ごみ	17	15	17	
		資源ごみ （びん、かん、ペットボトル）	870	814	805	
		粗大ごみ	1,709	1,662	1,643	
	搬 出	有 価 物	金属類	899	838	826
			ガラス類	181	170	168
			ペットボトル	182	170	168
		可燃処理残渣	1,354	1,264	1,247	
不燃処理残渣	1,188	1,108	1,093			
焼 却 施 設	金属（資源化）	0	0	0		
	熔融スラグ（資源化）	0	0	0		
	紙類（資源化）	175	170	168		
資源化量		3,478	3,263	3,165		
資源化率（%）		10.1	9.8	9.7		

※資源化量＝業者引渡＋リサイクルプラザ搬出・有価物＋焼却施設からの資源化物

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

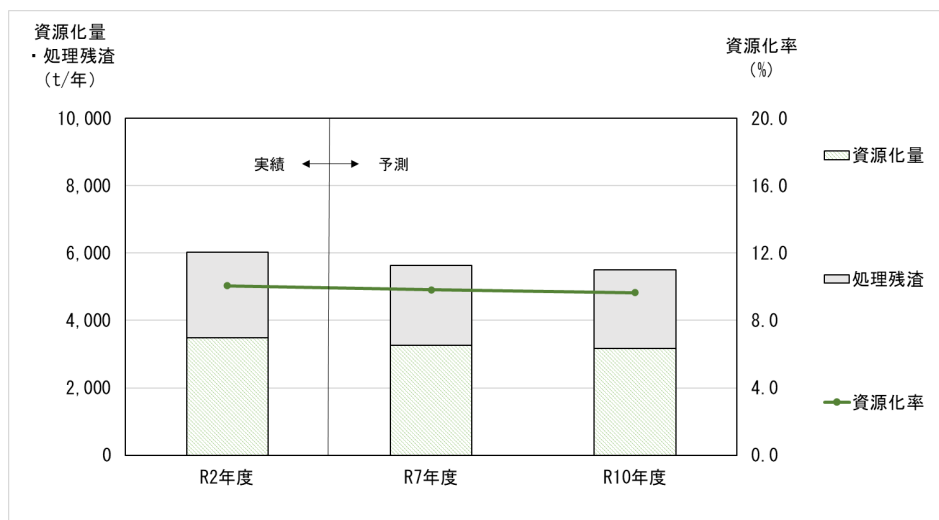


図 3-10 資源化量の予測結果

③ 最終処分量

最終処分量の予測結果は、表 3-8 及び図 3-11 に示すとおりである。

現状の施策を継続した場合、焼却処理量の減少が見込まれることから、焼却灰の発生量が減少し、令和2年度以降、最終処分量は減少する予測結果となっている。

令和10年度では、最終処分量 4,280t/年、最終処分率 13.1%と予測される。

表 3-8 最終処分量・最終処分率の予測結果

	実績	予測	
	R2年度	R7年度	R10年度
ごみ総排出量 (t/年)	34,571	33,254	32,766
最終処分量 (t/年)	4,544	4,337	4,280
焼却灰	3,356	3,229	3,187
不燃処理残渣	1,188	1,108	1,093
最終処分率 (%)	13.1	13.0	13.1

※最終処分率=最終処分量/ごみ総排出

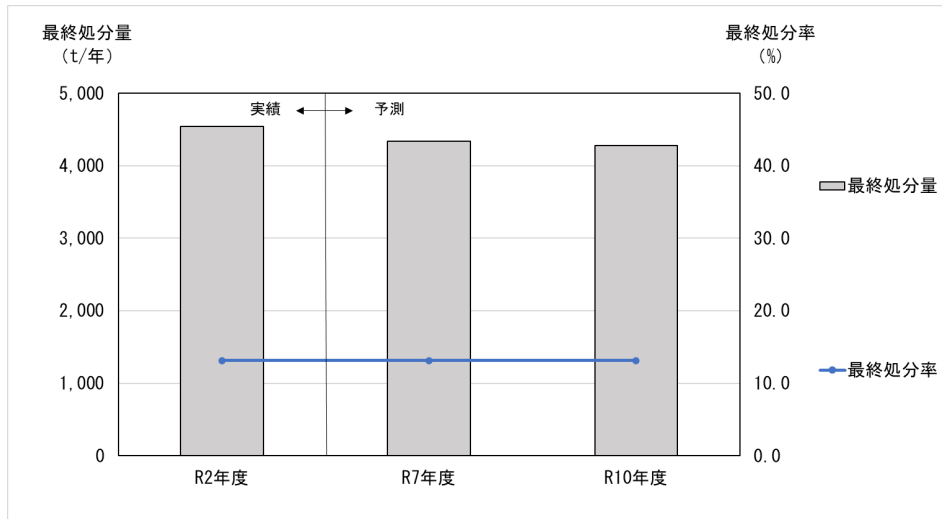


図 3-1 1 最終処分量及び最終処分率の予測結果

3. ごみ排出量及び処理・処分量の目標

1) 目標設定の概要

「第2章 第3節 ごみ処理行政の動向」において、国及び県の上位計画等で定められている目標等を示している。本計画では、それら国等の計画のうち、国の計画に準拠しつつ策定され、また基準年度が最も新しい「第五次えひめ循環型社会推進計画」に基づき、目標を設定する。

現状の施策を継続した場合の予測結果及び「第五次えひめ循環型社会推進計画」の目標を比較した達成見込みは、表 3-9 に示すとおりであり、現状の施策を継続した場合、全ての項目が達成できない見込みとなっている。

したがって、本計画では、前計画で定めた目標値と実績値が乖離している本市ごみ排出状況の実態を考慮した上で、目標数値を見直し設定する。

表 3-9 第五次えひめ循環型社会推進計画目標の達成見込み

項 目		内 容
ごみ排出原単位	R2 年度実績	1,104.6 g/人・日
	R7 年度予測	1,135.4 g/人・日
	削減率	+2.8%
	目標	「-2%」
	達成見込み	達成には、さらに 4.8% の削減が必要
ごみ総排出量	R2 年度実績	34,571 t/年
	R7 年度予測	33,254 t/年
	削減率	-3.8%
	目標	「-8%」
	達成見込み	達成には、さらに 4.2% の削減が必要
資源化率	R7 年度予測	9.8%
	目標	「28%」
	達成見込み	達成には、さらに 18.2% の向上が必要
最終処分量	R2 年度実績	4,544 t/年
	R7 年度予測	4,337 t/年
	削減率	-4.6%
	目標	「-12%」
	達成見込み	達成には、さらに 7.4% の削減が必要

2) 本計画における目標

(1) ごみ排出原単位

「第五次えひめ循環型社会推進計画」においては、「ごみ排出原単位」の目標は、令和7年度に令和2年度実績から2%削減することが掲げられている。

よって、本計画においても「ごみ排出原単位」の目標は、令和7年度に令和2年度実績から2%削減を行うこととした。なお、令和8年度から目標年度である令和10年度までの期間は、「第五次えひめ循環型社会推進計画」において目標数値が定められていないこと、また、昨今の新型コロナウイルスの影響により将来の廃棄物の排出実態が不透明であることから、令和7年度の値を維持することとした。

令和7年度における家庭系ごみ・事業系ごみの排出量及び集団回収は、下記の考え方により設定した。

- ① 集団回収については、今後も推進される資源回収の有効な手段であるため、削減を行うことなく、人口減少等を鑑みて算出した。
- ② 家庭系ごみ及び事業系ごみは、「ごみ排出原単位」の目標値及び将来人口から算出した「ごみ総排出量」に、各ごみの令和2年度の排出割合を用いて按分し算出した。

(2) ごみ総排出量

「第五次えひめ循環型社会推進計画」においては、「ごみ総排出量」の目標は、令和7年度に令和2年度実績から8%削減することが掲げられている。

本計画における「排出量」の目標数値は、「ごみ排出原単位」に対して将来人口と年間日数を乗じて設定することとし、「第五次えひめ循環型社会推進計画」の8%以上の削減を目指す。

(3) 資源化率

「第五次えひめ循環型社会推進計画」においては、「資源化率」の目標は、令和7年度に28%とすることが掲げられている。

本計画における、「資源化率」の目標数値は、将来整備が想定されている次期ごみ処理施設の処理方式が確定して以降、再度見直すこととし、本計画では「ごみ排出原単位」に将来人口と年間日数を乗じた「排出量」に対して、現在のごみ処理フローで発生することが見込まれる資源化量から設定した。

(4) 最終処分量

「第五次えひめ循環型社会推進計画」においては、「最終処分量」の目標は、令和7年度に令和2年度実績から12%削減することが掲げられている。

本計画における、「最終処分量」の目標数値は、将来整備が想定されている次期ごみ処理施設の処理方式が確定して以降、再度見直すこととし、本計画では「ごみ排出原単位」に将来人口と年間日数を乗じた「排出量」に対して、現在のごみ処理フローで発生することが見込まれる「最終処分量」を設定した。

表 3-10 本計画の目標設定

	第五次えひめ 循環型社会推進計画	本計画
基準年度	令和2年度	令和2年度
目標年度	令和7年度	令和10年度
ごみ排出原単位	2%削減	2%削減
ごみ総排出量	8%削減	令和2年度に対して、ごみ排出原単位を令和7年度に2%削減し、令和8年度～令和10年度は令和7年度値を維持し、その量に応じた排出量・資源化率・最終処分量を目指すこととする。
資源化率	28%	
最終処分量	12%削減	

3) ごみ排出量及び処理・処分量(目標達成時)

(1) ごみの種類別排出量及びごみ排出原単位(目標達成時)

目標達成時のごみの種類別排出量は、表 3-1 1、図 3-1 2～図 3-1 4に示すとおりである。

全体の排出量は、基準年度の令和2年度と比較して、令和7年度に8.3%削減し、令和10年度に10.2%削減する。

家庭系ごみ排出量は、基準年度の令和2年度と比較して、令和7年度に7.8%削減し、令和10年度に9.6%削減する。

事業系ごみ排出量は、基準年度の令和2年度と比較して、令和7年度に9.8%削減し、令和10年度に11.5%削減する。

集団回収は、基準年度の令和2年度と比較して、令和7年度に6.3%削減、令和10年度に12.4%削減する。

表 3-1 1 ごみ種類別排出量の目標

単位：t/年

	実績		目標	
	H22年度	R2年度	R7年度	R10年度
人口(人)	92,434	85,750	80,239	78,530
ごみ総排出量	34,622	34,571	31,703	31,028
家庭系ごみ	23,683	23,587	21,752	21,322
燃やすごみ	19,312	19,213	17,719	17,368
燃やさないごみ	1,068	1,180	1,088	1,066
資源ごみ	2,013	1,721	1,588	1,557
有害ごみ	-	17	15	15
粗大ごみ	1,290	1,456	1,342	1,316
事業系ごみ	8,891	9,846	8,885	8,709
燃やすごみ	8,708	9,513	8,585	8,415
燃やさないごみ	28	28	25	24
資源ごみ	36	52	47	46
粗大ごみ	119	253	228	224
集団回収	2,048	1,138	1,066	997

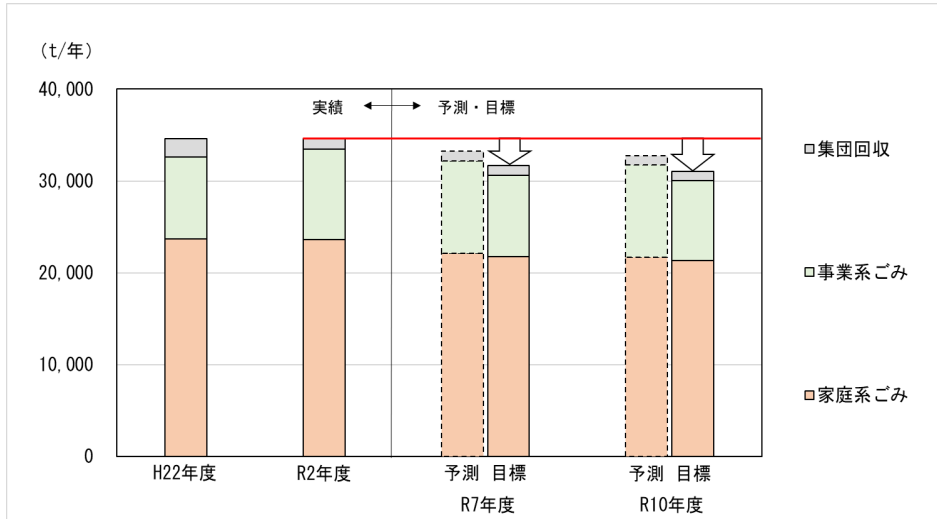


図 3-1 2 ごみ総排出量の目標

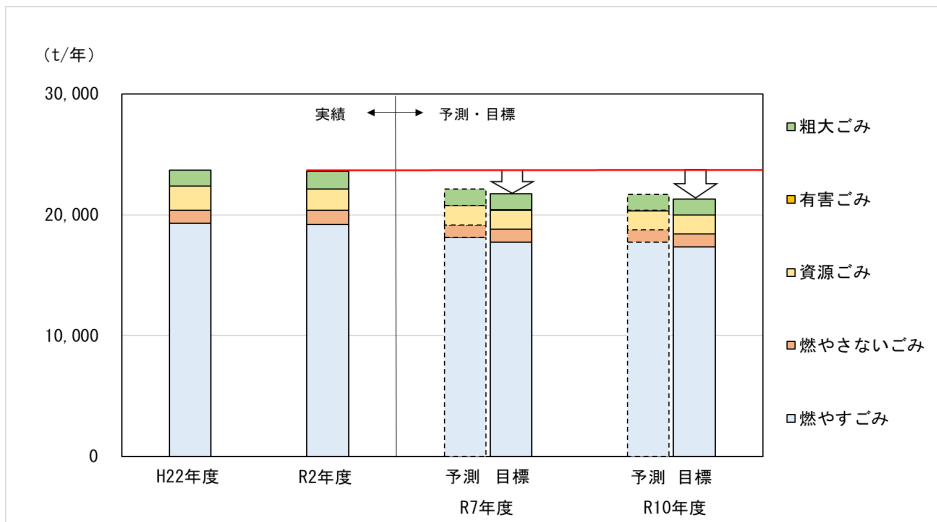


図 3-1 3 家庭系ごみ排出量の目標

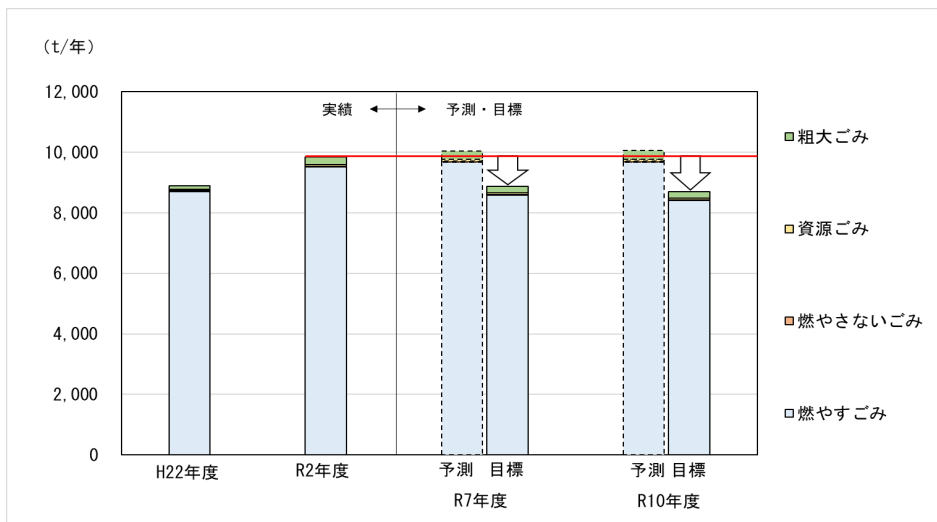


図 3-1 4 事業系ごみ排出量の目標

また、目標達成時の家庭系ごみ排出原単位（g/人・日）、1日当たりの事業系ごみ排出原単位（t/日）、集団回収排出原単位（g/人・日）は表 3-1 2 及び図 3-1 5～図 3-1 7 に示すとおりである。

家庭系ごみ排出原単位は、基準年度の令和 2 年度と比較して、令和 7 年度に 1.5%削減し、令和 7 年度以降ほぼ横ばいで推移する。

事業系ごみ排出量は、基準年度の令和 2 年度と比較して、令和 7 年度に 9.8%削減し、令和 10 年度に 11.5%削減する。

集団回収は、基準年度の令和 2 年度以降ほぼ横ばいで推移する。

ごみ排出原単位は、基準年度の令和 2 年度と比較して、令和 7 年度に 2%削減し、1,082.5g/人・日となり、令和 7 年度以降横ばいで推移する。

表 3-1 2 家庭系ごみ排出原単位及び 1 日当たりの事業系ごみ排出原単位の目標

	実績		目標	
	H22 年度	R2 年度	R7 年度	R10 年度
人口（人）	92,434	85,750	80,239	78,530
家庭系ごみ（g/人・日）	702.0	753.7	742.6	743.8
燃やすごみ	572.4	613.9	605.0	605.9
燃やさないごみ	31.7	37.7	37.1	37.2
資源ごみ	59.7	55.0	54.2	54.3
有害ごみ	-	0.6	0.5	0.5
粗大ごみ	38.2	46.5	45.8	45.9
事業系ごみ（t/日）	24.37	26.97	24.34	23.86
燃やすごみ	23.86	26.06	23.52	23.05
燃やさないごみ	0.08	0.08	0.07	0.07
資源ごみ	0.10	0.14	0.13	0.13
粗大ごみ	0.33	0.69	0.62	0.61
集団回収（g/人・日）	60.7	36.4	36.4	34.8
ごみ排出原単位※（g/人・日）	1,026.2	1,104.6	1,082.5	1,082.5

※ごみ排出原単位（g/人・日）＝ごみ総排出量（t/年）÷人口（人）÷年間日数（日）×10⁶

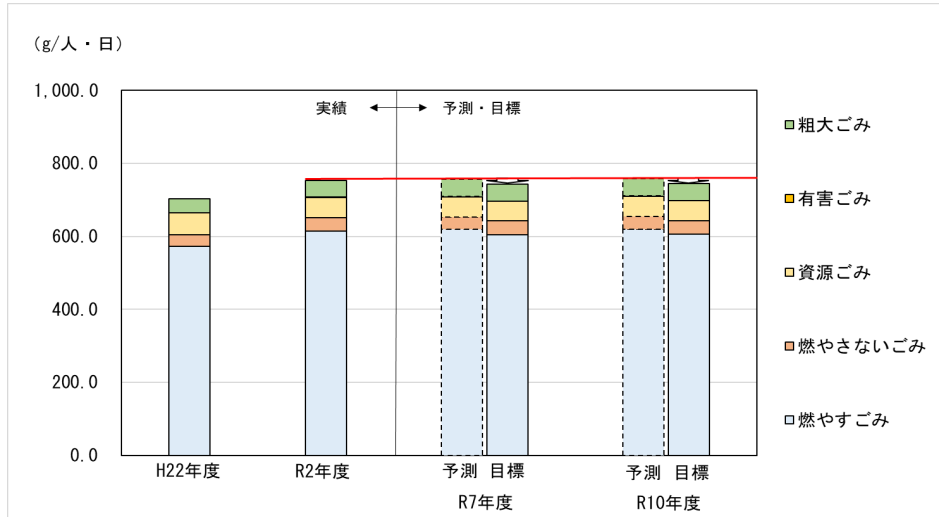


図 3-15 家庭系ごみ排出原単位の目標

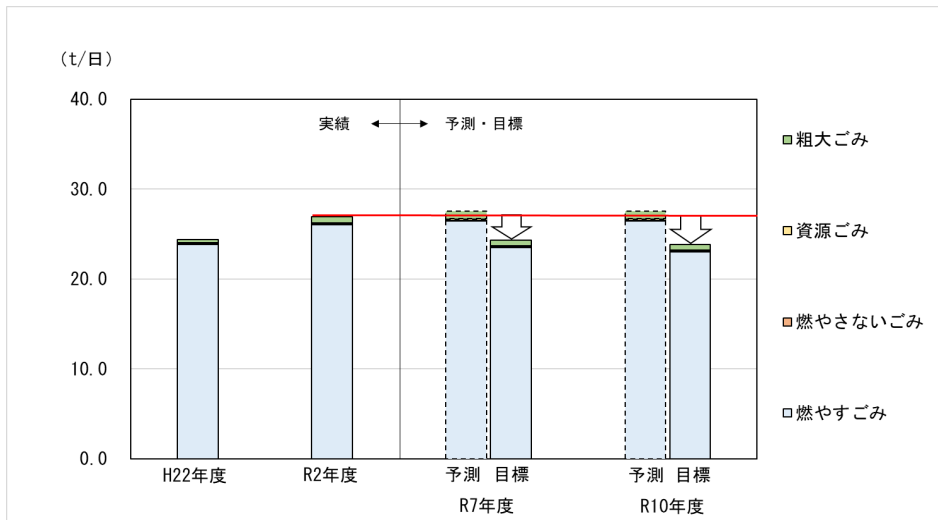


図 3-16 事業系ごみ排出原単位の目標

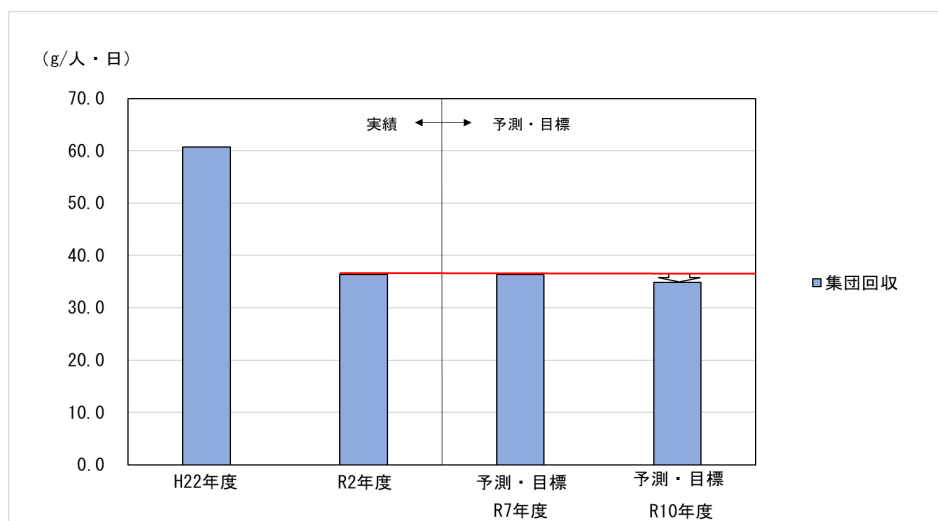


図 3-17 集団回収排出原単位の目標

(2) ごみの処理・処分量 (目標達成時)

① 焼却処理量と減容化量

目標達成時の焼却処理量と減容化量は、表 3-13 及び図 3-18 に示すとおりである。

燃やすごみの排出量の削減等を通じて、焼却処理量は基準年度の令和2年度と比較して、令和7年度に8.4%減少し、令和10年度に10.2%減少する。令和10年度では、焼却処理量は27,004t/年、減容化率76.8%を達成する。

表 3-13 焼却処理量と減容化量の目標

単位：t/年

区 分			実 績		目 標	
			H22 年度	R2 年度	R7 年度	R10 年度
ごみ総排出量			34,622	34,571	31,703	31,028
ご み 搬 入	焼却処理		30,166	30,080	27,549	27,004
	燃やすごみ		28,020	28,726	26,304	25,783
	リサイクルプラザ可燃処理残渣		2,146	1,354	1,245	1,221
焼 却 施 設	焼却残渣		2,327	3,531	3,223	3,159
	金属（資源化）		33	0	0	0
	焼却灰（最終処分）		2,294	3,356	3,062	3,001
	熔融スラグ（資源化）		0	0	0	0
	紙類（資源化）		0	175	161	158
減容化量			27,839	26,549	24,326	23,845
減容化率（%）			80.4	76.8	76.7	76.8

※減容化量＝焼却処理－焼却残渣

※減容化率＝減容化量÷ごみ総排出量

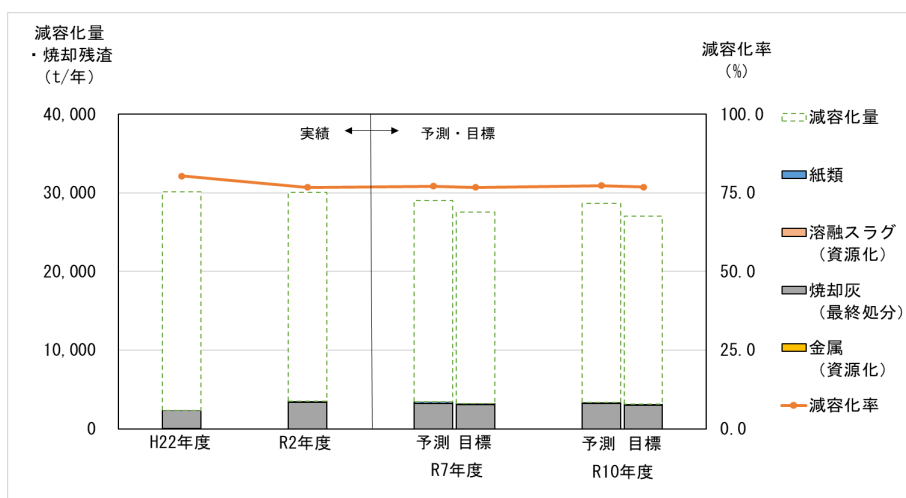


図 3-18 焼却処理量と減容化量の目標

② 資源化量

目標達成時の資源化量は、表 3-1 4 及び図 3-1 9 に示すとおりである。

資源化量は、令和 7 年度が 3,223t/年、令和 10 年度が 3,112t/年である。また、資源化率は、基準年度の令和 2 年度は 10.1%であるのに対し、令和 7 年度は 10.2%、令和 10 年度は 10.0%となり、概ね現状維持となるリサイクル率約 10%を目指す。

表 3-1 4 資源化量の目標

単位：t/年

区 分		実 績		目 標			
		H22 年度	R2 年度	R7 年度	R10 年度		
ごみ総排出量		34,622	34,571	31,703	31,028		
業 者 引 渡	資源ごみ（新聞紙、雑誌、段ボール、雑がみ、牛乳パック）	179	822	759	744		
	資源ごみ（てんぷら油）	0	5	5	5		
	資源ごみ（衣類）	0	76	70	69		
	古紙・古着回収	965	0	0	0		
	集団回収	2,048	1,138	1,066	997		
リ サ イ ク ル プ ラ ザ	搬 入	燃やさないごみ	1,096	1,208	1,113	1,090	
		有害ごみ	-	17	15	15	
		資源ごみ （びん、かん、ペットボトル）	905	870	801	785	
		粗大ごみ	1,409	1,709	1,570	1,540	
	搬 出	有価物	金属類	810	899	826	809
			ガラス類	303	181	168	165
			ペットボトル	151	182	168	165
		可燃処理残渣	2,146	1,354	1,245	1,221	
		不燃処理残渣	0	1,188	1,092	1,070	
		焼却施設	金属（資源化）	33	0	0	0
溶融スラグ（資源化）	0	0	0	0			
紙類（資源化）	0	175	161	158			
資源化量		4,489	3,478	3,223	3,112		
資源化率（%）		13.0	10.1	10.2	10.0		

※資源化量＝業者引渡＋リサイクルプラザ搬出・有価物＋焼却施設からの資源化物

※資源化率＝資源化量÷ごみ総排出量

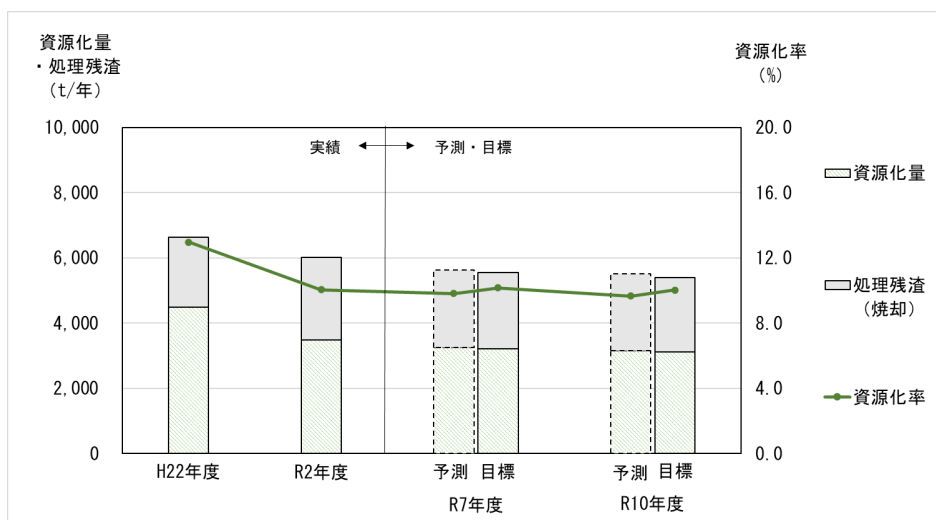


図 3-19 資源化量の目標

③ 最終処分量

目標達成時の最終処分量は、表 3-15 及び図 3-20 に示すとおりである。

最終処分量は、ごみ総排出量の減少に伴い減少しており、基準年度である令和 2 年度は 4,544t/年であるのに対し、令和 10 年度は 4,071t/年である。また、最終処分率は、令和 10 年度は 13.1%であり、現状を維持する。

表 3-15 最終処分量・最終処分率の目標

	実績		目標	
	H22 年度	R2 年度	R7 年度	R10 年度
ごみ総排出量 (t/年)	34,622	34,571	31,703	31,028
最終処分量 (t/年)	2,294	4,544	4,154	4,071
焼却灰	2,294	3,356	3,062	3,001
不燃処理残渣	0	1,188	1,092	1,070
最終処分率 (%)	6.6	13.1	13.1	13.1

※最終処分率=最終処分量/ごみ総排出

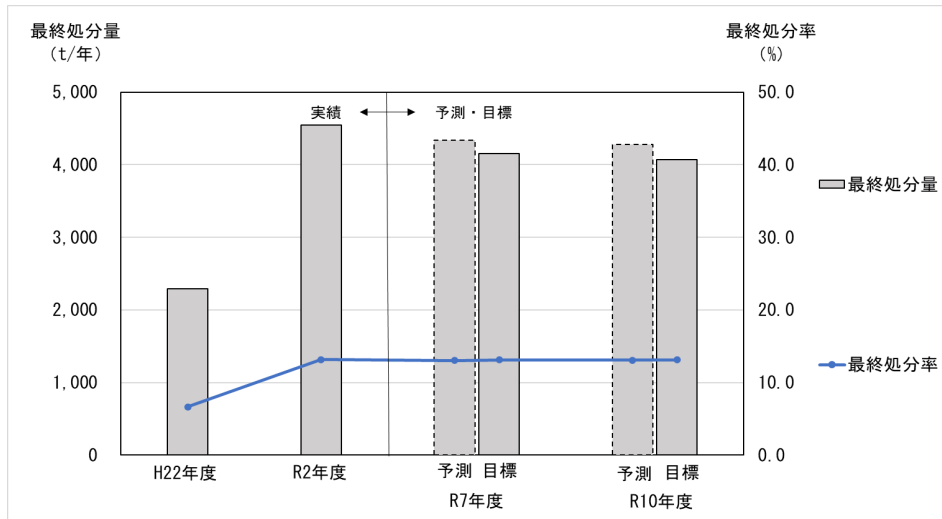


図 3-20 最終処分量及び最終処分率の推移

第3節 排出抑制及び資源化向上に向けた方策

1. 前計画に掲げた施策の取組状況

前計画に掲げた施策の取組状況は、表 3-16 に示すとおりである。

前計画では、本市におけるごみの排出抑制及び資源化向上に向け、27 個の施策を計画し取組を行ってきた。

表 3-16 (1) 前計画に掲げた施策の取組状況

施策	番号	施策の内容	取組状況
【施策1】 3R 活動や 廃棄物・ リサイクル 関係制度の 普及啓発・検討	1	環境保全をテーマとする記事の広報誌への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、環境市民会議の設置による市民参加により、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及を図る。	フードドライブやごみの分別方法等を定期的に広報誌へ掲載し、市民・事業者に対して3Rの推進に資する普及啓発を行ってきた。
	2	市民の環境意識の高揚のため、環境に関する講演やイベントを企画する。	四国中央市産業祭で廃棄小型家電や廃食用油の回収を行い、資源の再利用に関する啓発を行ってきた。また、リサイクルを目的として、不用品を持ち寄ってのフリーマーケットを実施し、ごみ減量の啓発を行ってきた。
	3	公民館、自治会、老人会、婦人会などで継続的に環境学習に取り組むためのシステムづくり及び環境学習の機会の創出に努める。	現在まちづくり出前講座において環境に関するメニューを4つ設定しており、環境学習の機会は確保できており、今後は更なる周知を図る。
	4	事業者の、職場における環境教育を支援する。	事業者を対象としたまちづくり出前講座を実施し、事業所職場内での環境教育を支援してきた。
	5	出前講座やリサイクルフェア等を通じて市民に対し、ごみ減量、資源化について啓発を実施し、また、地域における専門知識や技術を有する指導者を育成する。	まちづくり出前講座を本市ホームページで案内・実施し、ごみ減量や資源化についての啓発を行ってきた。
	6	広報などにより、マイバッグ運動、リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入など、ごみを出さない取り組みや省資源に関わる取り組みを周知し、これらを推進する。	マイバッグ運動の推進等を定期的に広報誌へ掲載し、市民・事業者に対して3Rの推進に資する普及啓発を行ってきた。
	7	生ごみを肥料化してごみを減量するため、現在実施している生ごみ処理容器・機械の設置補助を継続し、より普及させるよう努める。	生ごみの減量化及び堆肥としての資源化を図るため生ごみ処理容器・機械の設置補助を継続して実施している。(補助の存在を知らない市民も多いため、補助制度の周知を図っていく必要がある。)
	8	現在休止中のリサイクルの木工教室等を再開し市民参加型の3Rの促進に努める。	木工教室等での指導者がおらず、教室を再開できていない。今後も適任となる指導者を継続して探し、木工教室等の再開に努める。

表 3-16 (2) 前計画に掲げた施策の取組状況

施策	番号	施策の内容	取組状況
【施策2】 分別収集の徹底、 資源回収の支援、 ごみ収集・処理や リサイクルの効 率化	9	市民が積極的にごみ焼却場等を見学する機会を設け、分別の重要性について啓発する。	四国中央市クリーンセンターにおいてこれまで、見学できる機会を設けてきたものの、同施設の老朽化に伴う安全確保の視点から、見学会は中止している。(今後、次期ごみ処理施設が整備されて以降は、ごみ処理施設の見学会を開催する予定である。)
	10	わかりやすいごみの分別表の作成や収集システムの検討、分別状況の公表、資源ごみの再生過程の周知、リサイクルに関する情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、市民には、より徹底した分別の協力を呼びかける。また、排出マナーが悪いごみの集積場所での立会い指導や地元説明会の開催など対策を実施する。	ごみの分別表等を本市ホームページに掲載し、適正分別に関して広く周知している。また、集積所の管理について、自治会等より問い合わせがあった場合、自治会等に助言を行っている。LINEなどのSNSでチャットボットを活用し分別の周知をできるよう検討する。
	11	日本を代表する紙のまちとして、古紙引取回収処理事業を発展させ、古紙の回収及び再生利用において全国のモデルとなるような取組を、市民・事業者・行政が協働してできるよう検討する。	各集積所とは別に、古紙・古着の回収庫(紙ンクハウス)を設け、古紙及び古着を回収している。(集積所と比較して受け入れ時間の制約が少ないことなどから多くの利用がある一方、ルールを守らないごみ(粗大ごみ等)の投棄も多く、ルールの周知徹底が課題である。)
	12	資源ごみ回収奨励補助事業により、資源回収協力団体をはじめ、地域における市民の自主的なリサイクル運動を育成する。	事前に登録のあった資源ごみ回収団体に対し、古紙・古着の回収量に応じた補助金の交付を行い、市民の自主的なリサイクル運動に係る支援を行っている。
	13	既設のリサイクルプラザについては、資源回収、不燃物処理及びリサイクル品有効利用等のための設備を充実させ、リサイクルの推進及び市民意識の向上を図る。	リサイクルプラザの設備増強については検討したが、現状では面積確保等の課題から困難であり、施設更新の際に増強を図る。また現状のごみ分別の周知徹底を行いリサイクルの推進や市民意識の向上を図る。
	14	焼却施設・リサイクル施設更新に向けて、市民のさらなる分別の細分化の徹底を図る。	ごみの分別表等を本市ホームページに掲載し、適正分別に関して広く周知している。
	15	収集・運搬の適正化・効率化を図るため、既存のごみ集積所の配置実態を整理し、当該地域との協議に基づき、ごみ集積場所の統合について対応し、戸別回収地域を減少させる。	自治会等の問い合わせに対し、自治会長等の立会のもと現地確認を行い改善策の協議を行っている。

表 3-16 (3) 前計画に掲げた施策の取組状況

施策	番号	施策の内容	取組状況
【施策3】 廃棄物処理 の推進	16	四国中央市クリーンセンターにおいて、引き続き安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努める。	四国中央市クリーンセンターの竣工以降、適正に一般廃棄物の処理を行うとともに、施設の適正な維持管理を行ってきた。
	17	適正な処理・処分の体制を維持する。	十分な実績を有する民間事業者への焼却施設の運転維持管理の委託等、適正な処理・処分の体制を維持している。
	18	燃やさないごみ・粗大ごみの金属類の回収・資源化の推進に努める。	燃やさないごみ・粗大ごみは、四国中央市リサイクルプラザにおいて適正に処理・選別を行った後、金属類の回収・資源化を行っている。
	19	クリーンセンターの施設管理受託業者に対する指導、改善提案の促進に努める。	焼却施設運転維持管理の委託事業者に対して、適正なデータ管理や市民対応等の指導、改善提案等を行っている。
	20	事業系ごみの搬入時の監視体制の充実を図る。	事業系ごみは、適宜必要に応じて検査を実施し、搬入されるごみの確認を行っている。
【施策4】 グリーン購入 の推進、 地域循環圏 の構築、 不法投棄防止 対策	21	事業者グリーン購入の促進、製造・販売過程で発生した廃棄物の分別・再資源化の徹底、ばら売りの推進、過剰包装の抑制等を指導し、事業活動における廃棄物の減量化を図る。	先進事例の取り組み状況を調査し、効果的かつ効果的に実施することができる取り組み内容を検討する。
	22	ごみ減量化の取組を推進するため、環境優良店に対する認定制度や表彰制度を創設する。	食品ロスの削減のために「四国中央市おいしい食べきり運動協力店」認定制度の導入やSDGsのパートナー制度を導入しており、今後更なる拡大を図る。
	23	環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に推進する。	クリーンデー（市民参加による市内一斉の清掃活動）を行ってきた。※近年は新型コロナウイルスの影響から開催中止。
	24	監視カメラの設置、不法投棄禁止の看板設置、投棄者への罰則強化など、不法投棄の未然防止のための措置を講じる。	不法投棄の未然防止のため、令和4年度中に不法投棄看板の配布を開始する。
	25	「四国中央市ロハス倶楽部」等と協働して環境監視パトロールを実施し、不法投棄の防止を図る。	協働予定となっていた団体との調整が出来ておらず、環境監視パトロールが実施できていない。今後は民間事業者への委託も選択肢の一つとして具体的な実施方法を検討する。
【施策5】 直接搬入される 事業系 一般廃棄物の 手数料の見直し	26	現在の処理手数料が近隣市町村とのバランスを図り、処理コストに占める負担割合等が適正であるか、定期的に検証し、排出抑制及び再資源化につながるよう適正な手数料設定を検討する。	現時点では、周辺自治体と処理手数料差はあるものの現行の額面にて問題が発生しているとは思われない。しかし、昨今の事業系ごみを問わず家庭系ごみも含めたごみ総排出量の削減が図られていない状況も踏まえ、一般廃棄物全般での処理手数料の見直しの検討が必要な状況にある。
【施策6】 バイオマス 利活用の取組み	27	バイオマスタウン構想に基づき、四国中央市クリーンセンターで処理することとしている廃棄物で有効利用できるものを抽出し、バイオマスとしての利活用に取り組む。	バイオマスタウン構想内では、家庭系生ごみの堆肥化が示されているが、構想策定から15年以上経過しており、現状と計画内容に齟齬が発生している状況にある。今後、次期ごみ処理施設の更新に際しては、現状のごみ排出状況や直近の技術動向等を考慮した上で、バイオマス技術の導入を検討する。

2. 本計画における各主体の役割

本計画における市・市民・事業者の役割は、以下に示すとおりである。

本計画は、前計画の改定となることから、各主体の役割は原則前計画を踏襲することとする。なお、本計画では、近年のごみ処理行政の動向に対応するため、令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環法」における各主体に求められる取組を踏まえ、新たな役割を追加した。

1) 市の役割

施策1 3R活動や廃棄物リサイクル関係制度の普及啓発検討

- ・ 環境保全をテーマとする記事の広報誌への掲載や意識啓発用パンフレットの発行、環境市民会議の設置による市民参加により、市民の環境意識の高揚、環境にやさしいライフスタイルの普及を図る。
- ・ 市民の環境意識の高揚のため、環境に関する講演やイベントを企画する。
- ・ 公民館、自治会、老人会、婦人会などで継続的に環境学習に取り組むためのシステムづくり及び環境学習の機会の創出に努める。
- ・ 事業者の、職場における環境教育を支援する。
- ・ 出前講座やリサイクルフェア等を通じて市民に対し、ごみ減量、資源化について啓発を実施し、また、地域における専門知識や技術を有する指導者を育成する。
- ・ 広報などにより、マイバッグ運動、リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入など、ごみを出さない取り組みや省資源に関わる取り組みを周知し、これらを推進する。
- ・ 生ごみを肥料化してごみを減量するため、現在実施している生ごみ処理容器・機械の設置補助を継続し、より普及させるよう努める。
- ・ 現在休止中のリサイクルの木工教室等を再開し市民参加型の3Rの促進に努める。

施策2 分別収集の徹底、資源回収の支援、ごみ収集処理やリサイクルの効率化

- ・ 市民が積極的にごみ焼却場等を見学する機会を設け、分別の重要性について啓発する。
- ・ わかりやすいごみの分別表の作成や収集システムの検討、分別状況の公表、資源ごみの再生過程の周知、リサイクルに関する情報のPR等により、分別の必要性を市民に周知するとともに、市民には、より徹底した分別の協力を呼びかける。また、排出マナーが悪いごみの集積場所での立会い指導や地元説明会の開催など対策を実施する。
- ・ 日本を代表する紙のまちとして、古紙引取回収処理事業を発展させ、古紙の回収及び再生利用において全国のモデルとなるような取組を、市民事業者行政が協働してできるよう検討する。
- ・ 県内他自治体におけるプラスチック使用製品の分別状況等を調査し、本市におけ

るプラスチック使用製品の分別収集再商品化に向けた検討を行う。

- ・ 資源ごみ回収奨励補助事業により、資源回収協力団体をはじめ、地域における市民の自主的なリサイクル運動を育成する。
- ・ 既設のリサイクルプラザについては、資源回収、不燃物処理及びリサイクル品有効利用等のための設備を充実させ、リサイクルの推進及び市民意識の向上を図る。
- ・ 焼却施設リサイクル施設更新に向けて、市民の更なる分別の細分化の徹底を図る。
- ・ 収集運搬の適正化効率化をはかるため、既存のごみ集積所の配置実態を整理し、当該地域との協議に基づき、ごみ集積場所の統合について対応し、戸別回収地域を減少させる。

施策3 廃棄物適正処理の推進

- ・ 四国中央市クリーンセンターにおいて、引き続き安全で衛生的なごみ処理を進めるとともに、施設の適正な維持管理に努める。
- ・ 適正な処理処分の体制を維持する。
- ・ 燃やさないごみ粗大ごみの金属類の回収資源化の推進に努める。
- ・ クリーンセンターの施設管理受託業者に対する指導、改善提案の促進に努める。
- ・ 事業系ごみの搬入時の監視体制の充実を図る。

施策4 グリーン購入の推進、地域循環圏の構築、不法投棄防止対策

- ・ 事業者グリーン購入の促進、製造販売過程で発生した廃棄物の分別再資源化の徹底、ばら売りの推進、過剰包装の抑制等を指導し、事業活動における廃棄物の減量化を図る。
- ・ ごみ減量化の取組を推進するため、環境優良店に対する認定制度や表彰制度を創設する。
- ・ 環境美化意識の高揚を図るための啓発活動を積極的に推進する。
- ・ 監視カメラの設置、不法投棄禁止の看板設置、投棄者への罰則強化など、不法投棄の未然防止のための措置を講じる。
- ・ 「四国中央市ロハス倶楽部」等と協働して環境監視パトロールを実施し、不法投棄の防止を図る。

施策5 一般廃棄物の手数料の見直し

- ・ 現在の処理手数料が近隣市町村とのバランスを図り、処理コストに占める負担割合等が適正であるか、定期的に検証し、排出抑制及び再資源化につながるよう適正な手数料設定を検討する。

施策6 バイオマス利活用の取組み

- ・ バイオマスタウン構想に基づき、四国中央市クリーンセンターで処理することとしている廃棄物で有効利用できるものを抽出し、バイオマスとしての利活用に取り組む。

2) 市民の役割

施策1 3R活動環境に配慮した消費行動（環境にやさしい買い物）の実践

- ・ リターナブルびんやリターナブル容器の使用、エコマーク商品の購入等を積極的に実践する。
- ・ 買い物をする場合は、できるだけ環境優良店で買う。

施策2 ごみを出さない生活スタイルへの転換

- ・ マイバッグ運動によりレジ袋の排出を抑制する。
- ・ 食品は、必要なものを必要なだけ購入し、食べ残しや賞味期限が切れた食品を捨てることのないようにする。
- ・ 生ごみ処理容器で肥料化するなどで、生ごみの減量を図る。
- ・ 生ごみの排出にあたっては、極力水切りをし、生ごみ処理機等を利用して減量しごみの排出量の削減に協力する。
- ・ スプーンや飲料用ストロー等の特定プラスチック使用製品の提供を辞退し、繰り返し利用可能な製品等を活用する。
- ・ 工業製品等は修理して長く使用する。
- ・ 不用品をバザーに出したり、リサイクルショップを活用するなど、リサイクルシステムの構築に協力する。

施策3 ごみの分別資源回収への協力

- ・ 資源ごみが有効に利用されてごみの減量に結びつくよう、定められた分別方法を遵守する。
- ・ 古紙プラスチック製品の分別を徹底し、資源回収及び再生利用の取組に積極的に参加する。

施策4 適正排出の順守

- ・ ごみを出す日、時間、ごみ出しの方法など、ごみ出しのマナーを遵守する。
- ・ ごみステーションの清掃と管理に努める。
- ・ 現在戸別回収地域は、全市で取組んでいるごみステーションの集約に協力する。
- ・ 家電リサイクル対象品目を廃棄する場合は、制度に従って排出する。
- ・ 使用済み小型家電（パソコン含む）のクリーンセンターにおける回収に協力する。

施策5 不法投棄防止への協力

- ・ ごみのポイ捨て、廃家電や廃タイヤ等の不法投棄は絶対にしない。
- ・ 地域の清掃活動に積極的に参加する。
- ・ 所有地を適正に管理し、不法投棄が行われないようにする。

3) 事業者の役割

施策1 拡大生産者責任の徹底

- ・ 製品等の製造や流通、消費の段階において、廃棄物の発生をできるだけ少なくするため、リサイクルしやすい商品の設計技術の開発等に努める。

施策2 環境にやさしい製品やサービスの提供

- ・ マイバッグ運動を推進する。
- ・ リターナブルびんやリターナブル容器での販売、エコマーク商品の積極的な販売等、ごみの取組に協力する。
- ・ ばら売りの推進、過剰包装の抑制等により、ごみの減量を推進する。

施策3 事業活動における3Rの実践

- ・ グリーン購入の促進、製造販売過程で発生した廃棄物の分別再資源化の徹底、事業活動における廃棄物の減量化を図る。
- ・ ごみ減量化の取組を推進し、環境優良店としての認定を目指す。
- ・ 事業系一般廃棄物については、古紙の分別を徹底し、古紙の回収及び再生利用の取組を積極的に行う。
- ・ プラスチック製品の製造販売事業者は、プラスチック製品の自主回収を行い、プラスチック資源の分別回収を促進する。
- ・ イベント等を行う際は、再使用可能な食器の利用等、会場から出る使い捨てごみ削減に努める。
- ・ 製品輸送に関する梱包材は、その使用量を極力抑制するよう梱包方法の工夫を行うとともに、生産流通事業者の責任において、回収再生利用の体制を整備する。
- ・ 職場における環境教育を推進する。
- ・ 事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパーなどに再生品を使用するよう努めるとともに、事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。

第4節 分別収集及び再生利用の促進

本市は、令和4年度に令和5年4月を始期とする「第10期四国中央市分別収集計画」を策定し、容器包装廃棄物の3Rの推進、廃棄物の減量、及び資源の有効利用を図っている。

「第10期四国中央市分別収集計画」において、分別収集対象とする廃棄物及び当該廃棄物の分別区分は、表3-17に示すとおりである。

本市では、「第10期四国中央市分別収集計画」に基づき、対象廃棄物の分別収集を行い、3年後の計画改定時に事後評価を行うこととしている。

表 3-17 分別収集計画（令和5年4月以降）

対象廃棄物		分別区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のも		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のも		白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）
		ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

出典：第10期四国中央市分別収集計画

第5節 処理区分と処理方法

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する目標

- ・ 適正な収集体制の継続のため、随意契約等の契約方式により委託を行っていく。一般廃棄物収集運搬業の新規許可申請については、一般廃棄物処理実施計画に定める。
- ・ 収集体制の整備により住民サービスの向上を図る。
- ・ 全市の効率的な収集運搬方式の検討を行い、高齢化社会に配慮した「安心ふれあいごみ収集」を行っている。今後も、継続して同収集を行う。

2) 収集区域の範囲

収集区域は、本市全域とする。

2. 中間処理計画

1) 中間処理に関する目標

- ・ 中間処理は、今後とも四国中央市クリーンセンターで処理を行うこととする。
- ・ ごみの適正処理及び資源化を推進する。
- ・ 四国中央市クリーンセンターに代わる新たなごみ処理施設の検討を行う。

2) 中間処理の方法

(1) 焼却処理

燃やすごみは、極力排出抑制を行うとともに、四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）で焼却処理を行っていく。

また、四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）に代わる次期ごみ処理施設については、新居浜市・西条市との広域処理と併せて単独での燃料化処理方式による処理方式の検討を行う。

(2) 資源化

燃やさないごみ、粗大ごみ及び資源ごみのうち、びん・かん、ペットボトルについては、極力排出抑制を行うとともに、四国中央市クリーンセンター（リサイクルプラザ）において有価物を回収した後、専門業者へ委託し、資源化を図っていく。また、処理の最終時に発生する可燃処理残渣に含まれる金属類の含有量の軽減に努める。

3. 最終処分計画

1) 最終処分の目標

- ・最終処分は、今後とも委託により行っていく。
- ・最終処分量の削減に努める。

2) 最終処分の方法

焼却灰の一部は、委託により最終処分を行う。

4. その他

1) 住民及び事業者の協力

住民及び事業者には、環境への負荷が少ない生活及び事業活動を行っていくことが求められ、そのためには行政による仕組みづくりや呼びかけが必要となる。今後、三者の協力体制を確立するため、本計画を活用し、三者の役割を周知していく。

2) 災害対策

災害廃棄物については、「四国中央市地域防災計画」に基づき対応する。また、大規模な震災や水害等の災害時には、通常どおりのごみ処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが予測される。そのため、普段からごみ処理の広域的な連携体制を築いておくことが重要である。

3) 不適正処理・不法投棄への対応方針

住民・事業者に対して適正処理への協力を呼びかけ、意識向上を図るとともに、土地所有者等への注意喚起を促す等、不法投棄の防止に努めていく。

4) 特別管理一般廃棄物・処理困難物の取り扱い

PCBを含む家電製品や感染性一般廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、本市では処理を行わない。

また、処理困難物については購入店や施工業者等に引き取ってもらうよう啓発していく。

第6節 ごみ処理施設の整備に関する事項

本市は、四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）及び四国中央市クリーンセンター（リサイクルプラザ）の大規模修繕を令和4年度から令和6年度（ごみ焼却施設）と令和8年度から令和10年度（リサイクルプラザ）に実施する予定であり、施設の延命化を実施する。

また、四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）は令和14年度末を供用計画としており、四国中央市クリーンセンター（ごみ焼却施設）に代わる次期ごみ処理施設については、新居浜市・西条市との広域処理と併せて単独での燃料化による処理方式の検討を行う。

なお、焼却施設並びにリサイクルプラザの次期処理施設の整備には長い期間を要することから、今後延命化対策工事を行うとともに、施設更新を見据えた整備計画の検討を行っていく。

第7節 計画推進の基本方針

ごみ減量等目標値を達成していくためには、取り組みの状況や目標値の達成等を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要となる。

この考えに基づき、本計画は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善・代替案）のPDCAサイクルにより、継続的改善を図る。

また、各施策の費用対効果についても検討し、効率的・経済的な施策の実施を行う。

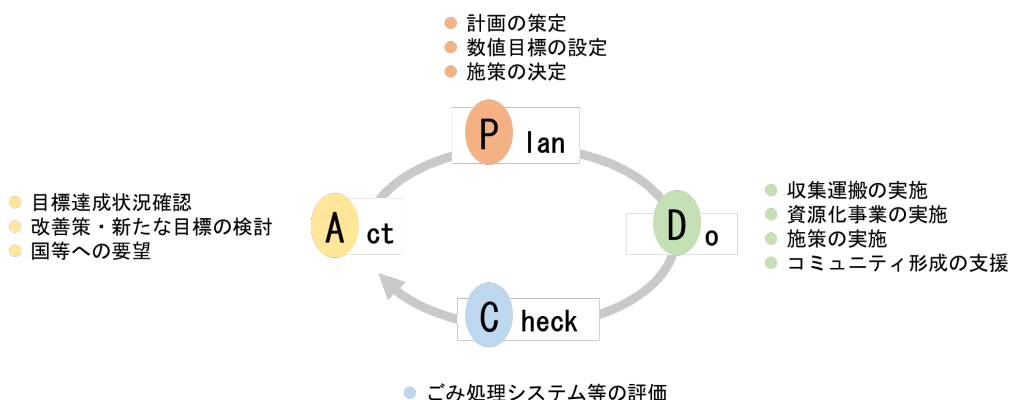


図 3-2 1 計画の進行管理

